

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月26日
【事業年度】	第60期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
【会社名】	株式会社 SANKYO (登記社名 株式会社 三共)
【英訳名】	SANKYO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石 原 明 彦
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号
【電話番号】	03 (5778) 7777 (代表)
【事務連絡者氏名】	専務執行役員管理本部長 高 橋 博 史
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号
【電話番号】	03 (5778) 7777 (代表)
【事務連絡者氏名】	専務執行役員管理本部長 高 橋 博 史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第56期	第57期	第58期	第59期	第60期
決算年月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
売上高 (百万円)	58,129	84,857	157,296	199,099	191,821
経常利益 (百万円)	7,488	22,257	59,341	73,182	74,587
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	5,749	18,466	46,893	53,791	53,992
包括利益 (百万円)	8,306	17,951	47,009	51,238	53,262
純資産額 (百万円)	268,887	270,120	310,259	251,579	285,004
総資産額 (百万円)	292,104	309,213	365,950	292,119	336,709
1株当たり純資産額 (円)	873.16	921.85	1,062.36	1,139.12	1,290.54
1株当たり当期純利益 (円)	18.79	61.01	161.50	203.81	245.93
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	18.62	60.42	159.75	201.43	242.71
自己資本比率 (%)	91.4	86.8	84.3	85.5	84.2
自己資本利益率 (%)	2.1	6.9	16.3	19.3	20.2
株価収益率 (倍)	31.2	11.1	6.8	8.2	8.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	10,563	22,707	35,103	47,589	58,036
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	29,638	8,877	6,655	15,118	△3,580
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△29,177	△16,890	△7,163	△109,875	△19,846
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	203,318	218,012	252,609	205,440	240,050
従業員数 (人)	964	906	864	878	886

(注) 1 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第57期の期首から適用しており、第57期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 当社は、2024年3月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。そのため、第56期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

3 当社は、第59期より役員向け株式給付信託を導入しており、これに伴い役員向け株式給付信託が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

- 4 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を第60期の期首から適用しており、第59期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。なお、2022年改正会計基準については第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）については第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、第60期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第56期	第57期	第58期	第59期	第60期
決算年月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
売上高 (百万円)	54,666	68,063	134,284	161,597	179,338
経常利益 (百万円)	8,336	18,019	48,275	57,356	76,763
当期純利益 (百万円)	7,023	17,760	40,585	45,863	59,138
資本金 (百万円)	14,840	14,840	14,840	14,840	14,840
発行済株式総数 (株)	69,597,500	69,597,500	66,339,100	260,000,000	260,000,000
純資産額 (百万円)	253,851	254,397	288,257	221,651	260,235
総資産額 (百万円)	277,242	289,709	335,486	250,639	306,123
1株当たり純資産額 (円)	824.01	867.87	986.57	1,002.68	1,177.76
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	150.00 (75.00)	100.00 (50.00)	150.00 (60.00)	200.00 (150.00)	100.00 (40.00)
1株当たり当期純利益 (円)	22.96	58.68	139.78	173.78	269.37
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	22.74	58.11	138.26	171.74	265.84
自己資本比率 (%)	90.9	87.3	85.4	87.7	84.5
自己資本利益率 (%)	2.8	7.0	15.1	18.1	24.7
株価収益率 (倍)	25.6	11.6	7.9	9.6	8.1
配当性向 (%)	130.7	34.1	21.5	46.0	37.1
従業員数 (人)	784	757	737	745	751
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	98.0 (142.1)	115.9 (145.0)	188.6 (153.4)	291.6 (216.8)	386.9 (213.4)
最高株価 (円)	3,205	3,590	5,730	1,759.5 (9,609)	2,380.0
最低株価 (円)	2,566	2,577	3,350	1,629.0 (5,300)	1,355.0

(注) 1 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第57期の期首から適用しており、第57期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 当社は、2024年3月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。そのため、第56期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
また、第59期の1株当たり配当額200円は、当該株式分割前の1株当たり中間配当額150円と、当該株式分割後の1株当たり期末配当額50円を合算した金額となっております。株式分割を考慮した場合の年間配当額は80円となります。

3 当社は、第59期より役員向け株式給付信託を導入しており、これに伴い役員向け株式給付信託が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

- 4 第60期の1株当たり配当額100円のうち、期末配当額60円については、2025年6月27日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。
- 5 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。
また、当社は、2024年3月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第59期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。
- 6 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を第60期の期首から適用しており、第59期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。なお、2022年改正会計基準については第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、第60期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

年月	主たる沿革
1966年 4 月	株式会社中央製作所設立(本社 愛知県名古屋市)。 名古屋工場、東京支店、大阪支店、本社業務部(現本社)を開設。
1966年 5 月	株式会社三共製作所に商号変更。
1966年11月	株式会社三共に商号変更。
1968年11月	九州地区の販売拠点として福岡市に九州支店(現福岡支店)を開設。
1969年 4 月	北海道地区の販売拠点として札幌市に札幌支店を開設。
1970年 9 月	中国・山陰地区の販売拠点として広島市に広島支店を開設。
1970年11月	東北地区の販売拠点として仙台市に仙台支店を開設。
1971年 4 月	北関東・信越地区の販売拠点として群馬県桐生市に北関東支店(現群馬県高崎市)を開設。
1971年 5 月	中部・北陸地区の販売拠点として名古屋市に名古屋支店を開設。
1975年11月	生産拡大のため群馬県桐生市に桐生工場を開設。
1980年 7 月	超特電機「フィーバー」を発売。
1981年 4 月	本社を群馬県桐生市に移転。
1991年 4 月	単位株制度の導入等のため、三共産業株式会社に吸収合併され、同日付をもって商号を株式会社三共に変更。
1991年 8 月	定款上の商号を株式会社SANKYOに変更。
1991年10月	社団法人日本証券業協会に株式を店頭売買銘柄として登録。
1992年 3 月	三共化成株式会社(現株式会社三共エクセル(現連結子会社))を買収。
1992年 4 月	株式会社ダイワ電機製作所(現株式会社三共エクセル(現連結子会社))を買収。
1994年 9 月	ホール向けPOSシステム等のシステム機器販売開始に伴い、パールライン事業部をパーラー事業部に組織変更。
1995年 8 月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場。
1996年 3 月	株式会社大同(現株式会社ビスティ(現連結子会社))を買収。
1997年 4 月	研究開発体制の強化のため商品本部を新設。
1997年 9 月	東京証券取引所市場第一部銘柄に指定。
2001年 4 月	群馬県伊勢崎市に三和工場を開設、生産拠点を桐生工場より移転。
2005年10月	三共化成株式会社(存続会社)が株式会社ダイワ電機製作所と合併し株式会社三共エクセル(現連結子会社)に商号変更。
2006年 7 月	管理機能の強化のため管理本部を新設。
2007年 4 月	知的財産本部を新設。
2008年 4 月	C E O、C O O体制、執行役員制度を導入。 内部監査室を新設。
2008年 8 月	本社を東京都渋谷区に移転。
2009年 6 月	東京都渋谷区に研究開発棟完成。
2010年 4 月	商品本部に商品戦略室を新設(2020年 4 月商品戦略部へ名称変更)。
2011年 4 月	商品本部にP S開発部を新設。
2012年 3 月	株式会社ジェイビー(現連結子会社)を買収。
2017年 4 月	商品本部に商品企画部を新設。 事業企画部を新設。
2018年 4 月	商品本部に業務部を新設。
2022年 4 月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより市場第一部からプライム市場へ移行。
2023年 4 月	I Tインフラの整備構築のため情報システム本部を新設。
2024年 4 月	営業本部に販売管理部を新設。 秘書室を新設。

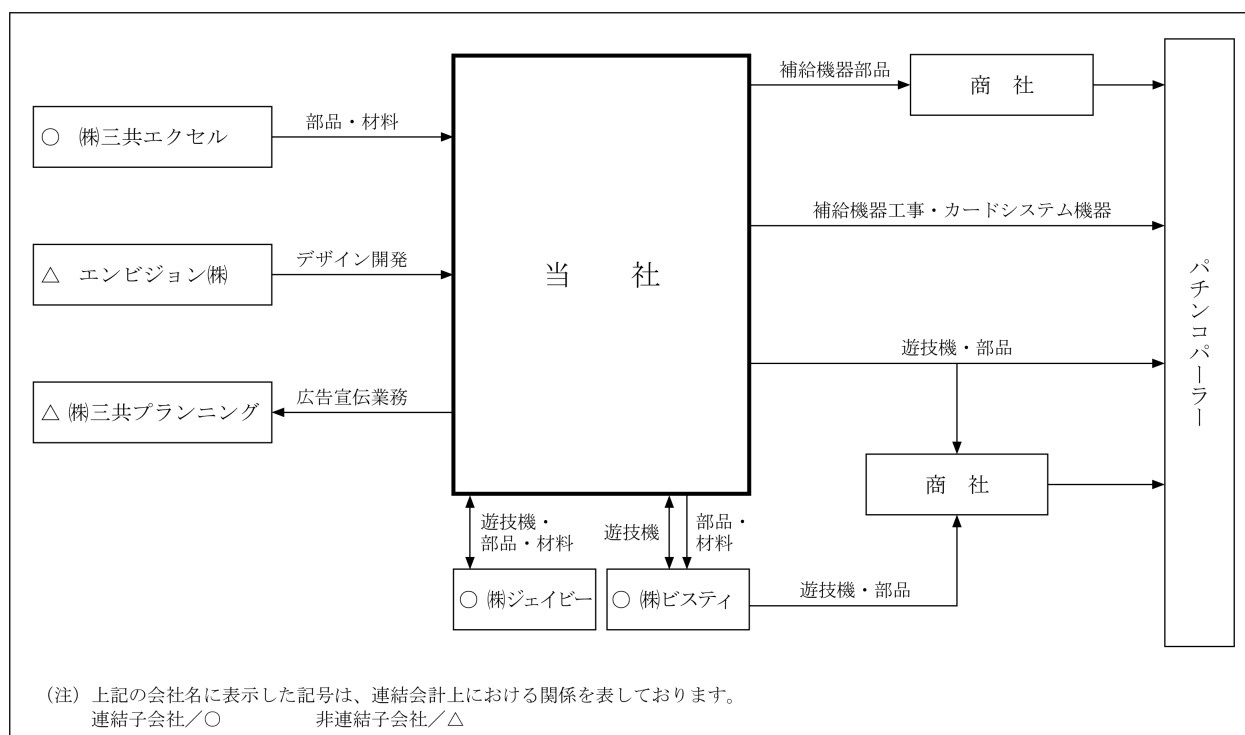
3 【事業の内容】

- (1) 当社の企業集団は株式会社SANKYO（当社）及び子会社5社（当連結会計年度末現在）並びに関連会社1社で構成されております。

当社グループが営んでいる事業内容、主な関係会社の当該事業に係わる位置付けは次のとおりであります。なお、セグメントと同一の区分であります。

区分	事業内容	会社名
パチンコ機関連事業	パチンコ機、パチンコ機ゲーシ盤の製造販売、関連部品販売及びパチンコ機関連ロイヤリティー収入	(株)SANKYO、(株)三共エクセル、 (株)ビスティ、(株)ジェイビー、 (株)三共プランニング、エンビジョン(株)
パチスロ機関連事業	パチスロ機の製造販売、関連部品販売及びパチスロ機関連ロイヤリティー収入	
補給機器関連事業	パチンコ・パチスロ補給装置、カードシステム機器、ホール設備周辺機器販売及び補給機器関連ロイヤリティー収入	(株)SANKYO、(株)三共エクセル
その他	不動産賃貸収入、一般成形部品販売その他	(株)SANKYO、(株)三共エクセル、エンビジョン(株)

- (2) 事業の主たる系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有)割合		関係内容
				所有 割合 (%)	被所有 割合 (%)	
(連結子会社) 株式会社三共エクセル (注) 2	群馬県みどり市	250	パチンコ機関連事業 パチスロ機関連事業 補給機器関連事業 その他	100	なし	パチンコ機械の合成樹脂部品の製造 及び電子部品の組立を主に担当して おります。
株式会社ビスティ (注) 2、3	東京都渋谷区	450	パチンコ機関連事業 パチスロ機関連事業	100	なし	独自のブランドで遊技機を製造販売 しており、当社は遊技機・部品を供 給しております。
株式会社ジェイビー	東京都渋谷区	364	パチンコ機関連事業 パチスロ機関連事業	100	なし	独自のブランドで遊技機を製造販売 しており、当社は部品の供給及び販 売業務を担っております。

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2 特定子会社に該当しております。

3 株式会社ビスティについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	35,878百万円
	(2) 経常利益	7,856百万円
	(3) 当期純利益	5,461百万円
	(4) 純資産額	18,491百万円
	(5) 総資産額	24,075百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
パチンコ機関連事業及びパチスロ機関連事業	746
補給機器関連事業	40
その他	4
全社（共通）	96
合計	886

- (注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
- 2 「パチンコ機関連事業」及び「パチスロ機関連事業」の従業員数につきましては、両事業に係わる同一担当者が多くセグメント別の把握が困難であるため、一括して記載しております。
- 3 全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(2) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
751	44.7	19.0	10,065

セグメントの名称	従業員数(人)
パチンコ機関連事業及びパチスロ機関連事業	615
補給機器関連事業	40
全社（共通）	96
合計	751

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
- 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 3 「パチンコ機関連事業」及び「パチスロ機関連事業」の従業員数につきましては、両事業に係わる同一担当者が多くセグメント別の把握が困難であるため、一括して記載しております。
- 4 全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

当社三和工場にSANKYO労働組合が結成されておりますが、労使関係は安定した状態であり、特記すべき事項はありません。なお、連結子会社においては労働組合の結成はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

① 提出会社

当事業年度				
管理職に占める 女性労働者の割合(%) (注) 1	男性労働者の 育児休業取得率(%) (注) 2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注) 1		
		全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者
4.3	7.1	62.3	61.6	70.7

(注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

- 2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(1991年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

② 連結子会社

当事業年度					
名称	管理職に占める女性 労働者の割合(%) (注) 1	男性労働者の育児 休業取得率(%) (注) 2、3、4	労働者の男女の賃金の差異(%) (注) 1、5		
			全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者
株三共エクセル	0.0	200.0	82.7	81.9	98.2
株ビスティ	0.0	—	91.4	91.4	—
株ジェイビー	0.0	—	—	—	—

(注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

- 2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(1991年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
- 3 当事業年度に出産した従業員数及び配偶者が出産した従業員数に対して、当事業年度に育児休業を取得した従業員数の割合を算出しております。なお、過年度に出産した従業員又は配偶者が出産した従業員が、当事業年度に育児休業を取得することがあるため、取得率が100%を超えることがあります。
- 4 男性労働者の育児休業取得率の「—」は、男性労働者の育児休業取得の対象者がいないことを示しております。
- 5 労働者の男女の賃金の差異の「—」は、女性労働者がいないため、賃金の差異を算定できないことを示しております。

③ 連結会社

当連結会計年度				
管理職に占める 女性労働者の割合(%) (注) 2	男性労働者の 育児休業取得率(%) (注) 3	労働者の男女の賃金の差異(%) (注) 2		
		全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者
3.7	20.0	63.4	62.8	79.9

(注) 1 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)第2条第5号に規定されている連結会社を対象としております。

- 2 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

- 3 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(1991年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針・経営戦略等

① 経営方針

当社グループは、健全なレジャーの発展と心豊かな社会づくりに貢献するため、パチンコ・パチスロ業界のリーディングカンパニーとしての使命を果たすことを基本理念としております。また、経営資源を高い収益性が見込める遊技機関連事業（パチンコ機関連事業・パチスロ機関連事業・補給機器関連事業）に集中投入することで、遊技産業の活性化と持続的な企業価値の向上を実現してまいります。さらに、当社グループのさらなる成長の実現のため、遊技機の二次利用コンテンツ展開や、漫画・アニメをはじめとするコンテンツIPの創出・展開を軸とした、既存事業と相乗効果が発揮できる新規事業の創出にも取り組んでまいります。

② セグメントごとの経営戦略

イ. パチンコ機・パチスロ機関連事業

社是である『創意工夫』の精神のもと、他社が追随できないような「独創的な商品」を提供することで、ファン・パーラーから信頼と支持を獲得し、パチンコ機・パチスロ機の販売台数シェアの向上を目指してまいります。また、収益力強化に向けた取り組みとして、部品の共通化、リサイクル率の向上、開発の効率化等に注力し、販売台数の増加によるトップラインの向上とともに、コスト削減を実現してまいります。

パチンコ機関連事業につきましては、長年にわたり業界トップクラスの販売シェアを確保してきておりますが、更なるシェア向上に向け、多種多様な商品展開、人気シリーズ機の創出により、継続的にファン・パーラーから支持される商品を提供してまいります。

パチスロ機関連事業につきましては、当社グループの成長余力は十分にあると認識しており、経営リソースを確保し、アライアンスの強化、安定した投入タイトル数の実現、ヒットタイトルの創出に取り組み、パチンコ市場と同様に存在感のあるポジションの確保を目指してまいります。

ロ. 補給機器関連事業

補給機器をはじめ、内装施工、パーラーの運営に必要な様々な製品を取り扱っており、遊技機の提供とあわせワンストップサービスを提供できる体制を強みとし、パーラーのニーズに最大限応えられるよう取り組んでまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、パチンコ・パチスロ市場でのシェア拡大により業界における確固たる地位を構築することで、安定的かつ永続的な成長を目指しております。その成果は売上高営業利益率に反映されるものと考えており、売上高営業利益率の向上を目標として、商品企画・開発・生産・販売の競争力を高めるための様々な施策を検討・実施しております。また、広告宣伝の効率化、使用部材の共通化、物流の合理化などのコストダウン策にも継続的に取り組んでまいります。

直近3期における売上高営業利益率の推移は下表に示すとおりです。なお、パチンコ機関連事業及びパチスロ機関連事業における販売シェアの伸長を主因とする売上高の増加により、高水準の売上高営業利益率を達成しております。今後につきましても、パチンコ機及びパチスロ機の販売シェアの向上に努め、売上高営業利益率の維持・向上を目指してまいります。

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
売上高営業利益率(%)	37.2	36.4	38.4

なお、当社グループは2024年5月9日付で、2025年3月期を初年度とする3カ年の中期経営計画を公表いたしました。この中で、3カ年の売上、利益の目標に加えて、当社グループが認識する資本コスト、あるいは投資家が求めている資本コストの水準を相当程度上回る15%～20%水準の自己資本当期純利益率（ROE）を達成することを掲げております。

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
自己資本当期純利益率(%)	16.3	19.3	20.2

(3) 会社の対処すべき課題

パチンコ・パチスロ業界は、スマート遊技機の普及が進んでおり、特にパチスロ市場はスマートパチスロ機（以下、スマスロ）の登場を起点に好調な稼働状況が継続していることから、順調に普及が進んでおります。また、パチンコ市場は、パチスロ人気に押される形で稼働状況の低迷が続いているものの、スマートパチンコ機（以下、スマパチ）を対象としたゲーム性の拡充が図られ、スマパチにおいて複数のヒット機種が登場するなど、市場環境の改善に向け明るい兆しが見え始めております。一方、パラーにおいては、新機種導入に際し、機種選定と適正台数の見極め姿勢が強まりを見せていることから、1タイトル当たりの販売台数が低下傾向にあり、遊技機メーカーの競争環境はさらに厳しさを増しております。

このような環境下、当社グループは、従来の常識にとらわれることなく、新規性や技術革新に富んだ商品開発を推進し、パチンコ・パチスロ市場の活性化に貢献してまいります。さらに、ファン・パラーから支持される商品開発の推進と、揺るぎないブランド力の構築により、当産業の発展と当社グループのさらなる成長に繋げてまいります。これらの取り組みにより、パチンコ機関連事業では、トップシェアを堅持し、パチスロ機関連事業では、トップグループの一角として存在感を高め、リーディングカンパニーとして業界を牽引する一方、既存事業との相乗効果が期待できる漫画やアニメをはじめとするコンテンツIPの創出・展開を軸にした新規事業にも取り組み、持続的な企業価値の向上を実現してまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティ全般に関するガバナンス及びリスク管理

当社グループは、E S Gの視点により、経済的な成長と持続可能な社会の両立を実現し、企業価値向上を果たしていきたいと考えており、顧客、取引先、株主、従業員、地域社会をはじめとするあらゆるステークホルダーへの配慮及び協働を通じて、持続可能な社会づくりに貢献してまいります。

サステナビリティの推進にあたっては、「サステナビリティ委員会」のもと、グループ全体のサステナビリティ方針や目標設定・計画推進を行ってまいります。

また、当社グループではサステナビリティに関するリスクを重要リスクのひとつと位置付けており、経営方針・経営戦略等に影響を与えるリスクの特定を定期的に行ってまいります。特定したリスク・機会はサステナビリティ委員会を中心に議論し、重要度の高いものについては、取締役会及び経営会議へ報告いたします。取締役会及び経営会議において当社グループのリスク及び機会を統括し、具体的な対応やリスク管理体制についての方針を決定し、影響を最小化するための対策構築の指示、進捗管理を行ってまいります。

(2) 戦略（具体的な取組）

① 気候変動への取組

世界的な課題となっている気候変動リスクへの対応は、当社グループとしても重要な課題のひとつと認識しており、T C F D 提言にて例示されている気候変動がもたらすリスク・機会を元に、シナリオ分析を実施いたしました。

シナリオ分析においては、2℃以下シナリオを含む複数の温度帯のシナリオを選択、設定していく必要があるため、移行面で影響が顕在化する1.5℃シナリオと物理面での影響が顕在化する4℃シナリオの2つのシナリオを選択いたしました。

イ. 1.5℃シナリオ

1.5℃シナリオでは、炭素税の導入や化石燃料の使用に関する規制導入など、脱炭素社会への移行に伴う影響が予想されます。

当社事業へのリスクとしては、炭素価格（炭素税・排出量取引制度）の導入や再生可能エネルギー政策による電力価格高騰に伴う操業コストの増加、サステナビリティ情報開示の対応にかかるコスト及び原材料価格の高騰による製造コストの増加などが想定されます。

機会としては、使用済み機器のリサイクルや部品リユースを促進することで、環境対応への取り組み推進に対し、外部評価の向上による機会獲得が挙げられます。

ロ. 4℃シナリオ

4℃シナリオでは、異常気象の激甚化などの気候変動による物理的な影響が発生することが予想されます。

当社事業へのリスクとしては、異常気象の激甚化に伴う製造拠点・オフィスの被災や休業による売上の減少、平均気温の上昇に伴う光熱費の増加や従業員への健康被害が発生、感染症の増加や気象パターンの変化により外出機会が減少し、パチンコ・パチスロ店への来訪者が減少すること等が予想されます。

当社では1.5℃シナリオ、4℃シナリオにおけるリスク軽減のための取り組みとして、主力事業であるパチンコ機・パチスロ機関連事業において、商品設計段階から部品の共通化を図り、産業廃棄物を抑制していることに加え、部品・資源の再利用を目的とし、リサイクルを前提とした商品開発への継続的な取り組みに注力しております。今後も、取り組みのさらなる深化を図り、環境負荷低減と経営の効率化を実現してまいります。

なお、当社グループのリサイクル率は以下のとおりであります。

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
リサイクル率（％）	89.27	91.06	91.32	91.78	92.03

※当連結会計年度（2025年3月期）のリサイクル率につきましては、2025年9月に当社ホームページに開示予定の『統合報告書』に記載する予定であります。

② 人的資本、ダイバーシティ&インクルージョンの推進に向けた取組

当社グループは、健全なレジャーの発展と心豊かな社会づくりに貢献するため、パチンコ・パチスロ業界のリーディングカンパニーとしての使命を果たすことを基本理念としております。

その中で、全従業員一人一人の意欲の促進と能力開発を経営の重要課題のひとつとして位置付けており、『創意工夫』の精神のもと自らの個性を多様性として活かし、仕事に誇りを持って働くことのできる職場環境を整備することを目的として以下の取り組みを行っております。

イ. 多様な人材の活躍支援

当パチンコ・パチスロ業界の遊技人口の性別構成は、男性72.0%に対し女性28.0%となっており、遊技者に占める男性の割合が高くなっております。それに伴い、新卒採用エントリー者の割合も男性が85%超を占めております。

また、遊技機メーカーとして採用に注力している職種は、開発と営業であり、開発はパチンコ・パチスロの遊技プレイヤーが主な採用対象となるため、男性の採用割合が高く、営業は重量がある遊技機の取り扱いが必要となるため、女性の応募が少ない状況にあります。

こうした中、当社グループでは、多様な人材が活躍できる職場環境の醸成を目的とし、「女性活躍推進」、「男性の育児休業の取得」、「障がい者雇用の増進」等の施策を行い、ダイバーシティ&インクルージョンを推進してまいります。

（具体的な取組）

女性の意欲的採用	採用担当者に女性従業員を配置し、採用選考過程において女性応募者と女性従業員が直接対話できる場を設ける。
働き方改革の継続実施	対象者へ育児休業の取得推奨を行うとともに、男性従業員についても1週間以上の育児休業取得を推奨する。
障がい者雇用の増進	障がいのある方の就労能力を正しく評価し、相談窓口の設置、対話の機会を設ける等の施策を推進し、障がいのある従業員の職場定着を支援する。

ロ. 優秀な人材の育成

当パチンコ・パチスロ市場における遊技機は、年々機構、ゲーム性等が多様化してきており、市場ニーズを先取りして、ファン・パーラーの皆さまに満足していただくだけでなく、パチンコ・パチスロ産業が末永く大衆娯楽として支持されるために、潜在ファン・休眠ファンにも関心を持っていただけるようなアミューズメント性の高い遊技機の開発が喫緊の課題となっております。また、組織の停滞を防ぐため、社内の適正な人材分布やシステム化による業務効率の向上のほか、従業員の意識改革に取り組む必要があると考えております。

当社グループは、厳しい環境を勝ち抜き、持続的成長を果たすため、積極的な人材戦略が最重要と捉えており、高度な専門性や論理的思考力・コミュニケーション能力を有する優秀な人材の確保と、既存従業員のモチベーション・パフォーマンスの更なる向上を図ることにより、当社グループの人材価値を高め、企業価値の更なる向上に努めてまいります。

(当社の人材化戦略に基づく取組)

優秀な人材の確保	2024年度より大卒初任給30万円以上に引き上げ
	D X人材の確保のため採用試験（デザイン思考テスト）の変更
若手従業員の早期育成	「3年で一人前」を目的とした入社1年目から3年目までの段階的な教育研修の実施
成長機会の拡大	チャレンジしやすい企業文化のもと、実績を残した若手従業員の早期役職登用を推進

(新卒入社社員を対象とした研修制度) ※一部

研修プログラム名	実施目的	1人当たりの 研修時間	参加者（人）	
			2023年度	2024年度
新入社員研修	参加者が社会の仕組みや企業理念を理解し、基本的なビジネスマナーや報連相（報告・連絡・相談）のスキルを身につけることを目的としております。 また、P D C Aサイクルを活用して仕事を改善する方法を学び、効率的に業務を進められる力を養います。 これにより、社会人としての基礎をしっかりと固め、職場でのパフォーマンスと、生産性の向上に貢献できることを目指します。	30時間	19	19

研修プログラム名	実施目的	1人当たりの 研修時間	参加者（人）	
			2023年度	2024年度
フォローアップ研修	参加者が職場でのパフォーマンスを向上させるために必要なスキルを習得し、自己成長を促進することを目的としております。 具体的には、P D C Aサイクルの効果的な活用法を学び、業務の振り返りと改善を行うスキルを身につけることを目指します。 また、モチベーション管理の手法を学ぶことで、自分自身やチームのモチベーションを維持し、高める能力を養います。さらに、円滑なコミュニケーションスキルを習得し、職場での人間関係をより良いものにするための具体的な技術を身につけることを目指します。	8時間	24	19
ネクストスキル研修	参加者が仕事に対する目的意識を明確にし、効率的かつ効果的な仕事術を習得することを目的としております。 具体的には、目的意識を持って業務に取り組むための方法、スケジュール管理の技術、及びアサーション・D E S C法を用いたコミュニケーションスキルの向上を目指します。これにより、個々のパフォーマンスを最大化し、職場全体の生産性を向上させることを目指します。	8時間	—	23

ハ、人権の保護

当社グループは、従業員の人権を尊重することを重要な社会的責任のひとつと認識しており、職場におけるハラスメントや差別、不適切な労働環境といった人権侵害のリスクを重要な課題と捉えております。これらのリスクを適切に把握・対応するための体制整備の一環として、2025年度より当社では従業員が安心して問題を報告できるよう、匿名での投稿も可能な内部通報フォームを設置しております。

本フォームは、通報者のプライバシーと保護を重視しながら、迅速かつ適切な対応を行うための重要な手段として位置付けており、内部通報制度の周知・啓発にも継続的に取り組んでおります。

また、社是である『創意工夫』の精神に基づき、エンターテインメント性に富んだ最高の遊技機及び関連サービスを提供する企業として、社会的責任を果たすべく高い倫理基準の遵守に努めております。

当社の行動規範は、国際的な人権基準及び企業行動に関する各種ガイドラインを踏まえ策定されたものであり、すべての従業員が誠実かつ適切に行動するための指針となっております。

当社はお取引先様との間においても、公正・透明かつ自由な競争及び適正な取引を通じて健全な関係の構築に努めており、不正な利益供与や贈収賄を一切排除するとともに、サプライチェーン全体に対しても当社行動規範に準じた倫理的行動を求め、責任ある企業活動を推進しております。

ニ. 健康経営

当社グループは、健康管理も仕事の一環であると考え、従業員が働きやすい職場環境の整備と、心身の健康促進の充実を図り、「有給休暇取得の推進」、「全従業員の残業時間の削減」、「全従業員を対象にしたストレスチェックの実施」など、法令に基づく適正な労働時間の管理及び過重労働の削減を目指しており、健康の保持・増進活動に継続的に取り組むことを基本的な方針としております。また、人事制度につきましても社員の就労意欲増進のための制度改正に向けて取り組み、より従業員が誇りを持って働ける職場環境を目指してまいります。

(当社の健康経営に向けた取組)

項目	2024年度実績
1人当たり平均残業時間	16.2h／月
有給休暇取得率	53.0%

③ 社会課題に向けた取組

2017年に遊技産業13団体からなるパチンコ・パチスロ産業21世紀会が、パチンコ・パチスロ依存（のめり込み）問題対策を強化し、最優先課題として取り組む表明として、「パチンコ・パチスロ依存（のめり込み）問題に対する声明」を発表いたしました。当社でも業界の健全な発展に寄与すべく本表明に賛同し、パチンコ・パチスロ依存を防ぐために以下の取り組みや支援を行っております。

イ. 宣伝物等への啓発メッセージ挿入の取組

製造業者団体の自主的な取り組みとして、遊技客に向けて、統一フレーズ「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。」 「のめり込みに注意しましょう。」を、遊技機の液晶表示器、CM、ポスター等へ表示を定めており、当社でも広告・宣伝を行う際には統一フレーズを表示しております。

ロ. パチンコ・パチスロ依存問題啓発週間の取組

毎年、5月14日から5月20日はパチンコ・パチスロ依存問題啓発週間とされており、業界団体ではこの啓発週間を中心に、パチンコ・パチスロ依存（のめり込み）問題について理解を広げるための情報発信や啓発週間をお知らせするポスターの掲示等を行っております。

ハ. ぱちんこ依存問題相談機関「リカバリーサポート・ネットワーク（RSN）」への支援

2006年より業界団体の支援によって「リカバリーサポート・ネットワーク（RSN）」が設立され、啓発活動や電話相談などの幅広い取り組みを展開しております。当社でも業界団体を通じた当該機関への支援を行っております。

(3) 指標と目標

① 気候変動への取組

当社グループは、温室効果ガス排出量（S c o p e 1及びS c o p e 2）の削減に向け、拠点ごとの温室効果ガス排出量抑制に向けた取り組みを進めております。

今後は、温室効果ガスの排出量の削減目標設定についても検討を進めるとともに、照明機器のL E D化の推進、太陽光発電の活用などによる省エネルギー施策のさらなる推進や、再生可能エネルギーの導入などの検討も併せて進めてまいります。なお、再生可能エネルギー活用の取り組みとして、当社子会社の㈱三共エクセルの工場屋根上にP P Aモデルによる太陽光発電設備を設置し、2023年11月から運用を開始しております。そこで発電された電気を消費することで、年間約284 t-C O 2のC O 2を削減いたしました。

〔当社グループC O 2排出量推移〕

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
S c o p e 1 (t-C O 2)	998	973	959	935	923
S c o p e 2 (t-C O 2)	4, 376	4, 310	4, 307	4, 225	4, 469

※当連結会計年度（2025年3月期）におけるC O 2排出量につきましては、環境省が2025年5月時点で開示している代替値を排出係数として算出した暫定値であり、確定値は2025年9月に当社ホームページに開示予定の『統合報告書』に記載する予定であります。

② 人的資本、ダイバーシティ&インクルージョンの推進に向けた取組

当社は、上記「（2）戦略（具体的な取組）」において記載した、多様な人材の活躍支援に関する施策として、以下の指標を用いております。

項目	目標	2024年度実績
女性採用比率	採用者に占める女性の割合 15%以上	25.0%
女性労働者の平均勤続年数	女性労働者の平均勤続年数 17年以上	16.5年
女性管理職比率	女性管理職比率 10%以上	4.3%
育児休業取得率	男性労働者の育児休業取得率 50%以上	女性 100.0% 男性 7.1%
障がい者雇用率	全従業員に占める障がい者雇用率 2.5%以上	2.3%

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものでありますが、発生のあるリスクのすべてを網羅したものではありません。

(市場環境の変化)

当社グループの主たる事業である遊技機及び補給機器等の販売における主な顧客はパーラーです。パーラーの経営環境悪化及びそれに伴う需要の縮小や市場構造の変化は当社グループの販売成績を左右する要因になります。

特に昨今はパーラーの遊技機に対する評価の目は厳しく、ファンを飽きさせないような人気が続く商品を選入する機運が強まり、その他大半の商品は十分な注目を集めるに至っておりません。当社グループでは商品競争力の強化を図りシェアの拡大につなげることを目指しておりますが、遊技機の開発には1年から2年前後の期間を要するため、開発着手後の市場ニーズの変化に柔軟に対応できなかった場合や、他社の人気商品などと販売時期が重なった場合、当社グループの販売計画や経営成績等が影響を受ける可能性が考えられます。

(法的規制について)

当社グループが主たる事業とする遊技機の開発、製造及び販売に関しては、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」など様々な法規制・基準があり、これに則った厳正な運用が求められております。従って、法規制等に重大な変更が加えられた場合、当社グループの販売、経営成績等に影響を及ぼす可能性があると考えられます。

(知的財産権について)

近年では、著名人やアニメ、人気キャラクターなどとタイアップした遊技機が主流となっております。こうした流れにおいて、採用キャラクターなどの肖像権や著作権といった知的財産権の取扱いが増えるに従って、知的財産を巡る係争も増加しております。

当社グループでは、「知的財産本部」を中心にして、キャラクター等の取扱いにあたっては十分な調査を実施し、当該係争を回避するため細心の注意を払っております。ただし、今後当社の認識しない新たな知的財産権が成立した場合には、当該権利保有者による損害賠償の請求などに至る危険性も否定できません。その際、当社側に侵害行為が認められた場合には、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

(新機種の開発について)

パチンコ及びパチスロ等遊技機の製造及び販売に当たっては、一般財団法人保安通信協会（保通協）等、国家公安委員会が指定する試験機関が風営法施行規則等に基づいて実施する型式試験に適合する必要があります。昨今のファンニーズの高度化や遊技機の技術構造の進化への対応が必要となる一方で、型式試験の期間が長期間に亘ったり、適合に至らなかった場合、当社グループの経営成績が影響を受ける可能性も考えられます。当社グループといたしましては、長年培ってきた商品の開発技術力やノウハウを活かして、当初計画に即した順調な新機種投入に努めてまいります。

(感染症拡大について)

新型コロナウイルス等の感染症が拡大した場合、当社グループの主要販売先である全国のパーラーにおいては、稼働の低下による厳しい経営環境を余儀なくされる可能性があり、当社グループの主たる事業であるパチンコ機関連事業・パチスロ機関連事業においては遊技機の販売、補給機器関連事業においては内装施工、補給機器等の受注に影響を及ぼす可能性があります。

一方、感染症拡大によるサプライチェーンの混乱も予想されますが、当社グループでは、複数の調達先の確保や先行発注、代替品の手配に注力することで、遊技機の販売台数や販売スケジュールなどへの影響を最小限に留めてまいります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 経営成績

当連結会計年度におけるパチンコ・パチスロ業界は、スマパチを対象としたゲーム性の拡充を契機に、スマパチの普及に進展が見られ、複数のヒット機種が登場するなど明るい兆しがあるものの、パチンコ市場の稼働状況は依然としてやや低調に推移しております。一方、スマスロは順調に普及が進み、パチスロ市場の稼働は堅調に推移するものの、前年度の大型人気機種の反動や、スマスロの普及率が高まったことによる入替需要の一服感などから、総販売台数は前年度を下回る結果となりました。

このような状況の中、当社グループでは、パチンコ機関連事業におきましては、ゲーム性が拡充されたスマパチを積極展開することで需要を喚起し、主力タイトルのシリーズ機を中心に販売台数を積み重ね、3年連続のトップシェアを獲得することができました。また、パチスロ機関連事業におきましては、2022年11月にスマスロ第一弾を発売以来、継続して高稼働機種を創出し、パチスロ市場における当社グループの存在感が増す中、その勢いを維持し、新規タイトルの好調な販売と増産ニーズへの対応により、販売台数を大幅に伸ばしました。その結果、当社として初めてトップシェアを獲得し、パチンコ・パチスロ両市場における年間トップシェア獲得という業界初の快挙を達成することができました。

以上の結果、売上高1,918億円（前期比3.7%減）、営業利益736億円（同1.5%増）、経常利益745億円（同1.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益539億円（同0.4%増）となりました。

目標とする経営指標である売上高営業利益率は、高い販売シェアを維持しているパチンコ機関連事業に加え、パチスロ機関連事業の販売台数の大幅な増加や売上高の伸長などにより、38.4%となり、引き続き高水準を維持しております。また、当連結会計年度の自己資本当期純利益率（ROE）は、20.2%となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

（パチンコ機関連事業）

パチンコ機関連事業につきましては、新規8タイトル（リユース機等を除く）を発売いたしました。主な販売タイトルは、SANKYOブランドの「フィーバーからくりサーカス2」（2024年11月）、「フィーバー戦姫絶唱シンフォギア4」（2025年1月）、B i s t yブランドの「宇宙戦艦ヤマト2202 超波動」（2024年10月）、「ゴジラ対エヴァンゲリオン セカンドインパクト G」（2024年12月）であります。

以上の結果、売上高1,077億円（前期比26.7%減）、営業利益438億円（同28.4%減）、販売台数224千台となりました。

（パチスロ機関連事業）

パチスロ機関連事業につきましては、新規6タイトルを発売いたしました。主な販売タイトルは、SANKYOブランドの「Lパチスロ 戦姫絶唱シンフォギア 正義の歌」（2024年7月）、「Lパチスロ かぐや様は告らせたい」（2024年9月）、B i s t yブランドの「Lパチスロ シン・エヴァンゲリオン」（2025年1月）であります。2023年7月の発売以降、高稼働を続けている「パチスロ からくりサーカス」をはじめ、複数タイトルの増産も行っております。

以上の結果、売上高634億円（前期比97.4%増）、営業利益356億円（同133.4%増）、販売台数131千台となりました。

(補給機器関連事業)

補給機器関連事業につきましては、売上高201億円（前期比3.4%増）、営業利益14億円（同7.5%減）となりました。

(その他)

その他につきましては、売上高4億円（前期比13.5%増）、営業利益1億円（同13.9%増）となりました。

生産、受注及び販売の実績は、次のとおりであります。

① 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
パチンコ機関連事業	116,860	85.0
パチスロ機関連事業	64,957	194.4
補給機器関連事業	20,161	103.4
合計	201,979	106.1

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 金額は、販売価格によっております。

② 受注実績

当連結会計年度の受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
パチンコ機関連事業	121,940	90.0	25,405	227.0
パチスロ機関連事業	64,637	200.9	8,938	115.1
補給機器関連事業	19,913	111.3	823	76.8
合計	206,490	111.3	35,166	175.6

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 金額は、販売価格によっております。

③ 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
パチンコ機関連事業	107,725	73.3
パチスロ機関連事業	63,462	197.4
補給機器関連事業	20,161	103.4
その他	472	113.5
合計	191,821	96.3

(注) セグメント間の取引については相殺消去しております。

(2) 財政状態

当連結会計年度末の総資産は3,367億円であり、前連結会計年度末と比べ445億円増加しました。これは主に、有価証券が150億円減少となりましたが、現金及び預金が496億円、有償支給未収入金が49億円、商品及び製品が29億円、原材料及び貯蔵品が13億円それぞれ増加したことによるものであります。

負債は517億円であり、前連結会計年度末と比べ111億円増加しました。これは主に未払法人税等が64億円、支払手形及び買掛金が51億円それぞれ増加したことによるものであります。

純資産は前連結会計年度末と比べ334億円増加しました。これは主に、配当金の支払い198億円を計上した一方、親会社株主に帰属する当期純利益を539億円計上したことによるものであります。この結果、純資産は2,850億円となり、自己資本比率は1.3ポイント減少し、84.2%となりました。

セグメント別の資産は次のとおりであります。

パチンコ機関連事業の資産は1,863億円となり、前連結会計年度末と比べ203億円増加しました。

パチスロ機関連事業の資産は625億円となり、前連結会計年度末と比べ380億円増加しました。

補給機器関連事業の資産は84億円となり、前連結会計年度末と比べ3億円増加しました。

これら当社主力事業セグメントは製品及びサービスを販売する市場・顧客が共通しており、当連結会計年度においてはパチンコ機関連事業が前期比26.7%減収、パチスロ機関連事業が前期比97.4%増収、補給機器関連事業が前期比3.4%増収となったことを受けて上記のような資産の変動となっております。

(3) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、資金）は、前連結会計年度末と比べ346億円増加し2,400億円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度末と比べ104億円増加し580億円の資金の収入となりました。収入の主な内訳は、税金等調整前当期純利益750億円、仕入債務の増加額51億円、減価償却費28億円であり、支出の主な内訳は、法人税等の支払額159億円、有償支給未収入金の増加額49億円、棚卸資産の増加額37億円によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度末と比べ186億円減少し35億円の資金の支出となりました。収入の主な内訳は、投資有価証券の売却による収入8億円であり、支出の主な内訳は、有形及び無形固定資産の取得による支出42億円によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度末と比べ900億円増加し198億円の資金の支出となりました。これは主に、配当金の支払額198億円によるものであります。

当社グループの運転資金の主な内容は、材料仕入、支払販売手数料、研究開発費等の製造費、販売費及び一般管理費等営業費用であります。主な設備投資の計画については、第3「設備の状況」3「設備の新設、除却等の計画」をご参照ください。

当社グループの運転資金及び設備投資資金については、原則として内部資金により調達することとしております。また、当社グループは健全な財務状態、活発な営業活動によるキャッシュ・フローを生み出す能力によって、将来必要な運転資金及び設備投資資金を調達することが可能であると考えております。

(4) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

5 【重要な契約等】

(1) 販売契約等

契約会社名	相手方の名称	契約品目	契約内容	契約期間
株式会社ビスティ	フィールズ株式会社	パチンコ機	販売委託契約	2013年10月1日から 2014年9月30日まで 以降1年毎の自動更新
株式会社ビスティ	フィールズ株式会社	パチスロ機	遊技機販売取引基本契約	2013年10月1日から 2014年9月30日まで 以降1年毎の自動更新

6 【研究開発活動】

当社グループは『創意工夫』の基本方針のもと、市場ニーズを先取りしてパーラー及びファンの皆さまに満足していただくだけでなく、パチンコ・パチスロ産業が末永く大衆娯楽として支持されるために、潜在ファン・休眠ファンにも関心を持っていただけるようなアミューズメント性の高い遊技機の研究開発に取り組んでおります。

現在、グループの研究開発活動は、当社商品本部及び各子会社の開発部門で行っており、研究開発担当のスタッフは当連結会計年度末時点で269名、研究開発費の総額は184億円であります。

セグメント別の研究開発活動は次のとおりであります。

(1) パチンコ機関連事業

パチンコ機関連事業は、当社商品本部及び株式会社ビスティを中心に商品開発を行っており、当連結会計年度におきましては、SANKYOブランド6タイトル、B i s t yブランド2タイトル、グループ合計で8タイトルを販売いたしました。

主な取り組みとしまして、「フィーバー戦姫絶唱シンフォギア4」、「フィーバーからくりサーカス2」（以上SANKYO）及び「ゴジラ対エヴァンゲリオン セカンドインパクト G」（ビスティ）といった大人気のタイアップ作品を中心に役物ギミック・液晶CG・サウンド・多様なゲーム性の構築、専用筐体による差別化等、新内規適用機種を含め、様々な試みを行った結果、計画通りに販売台数を積み重ねることができました。

また、人気アニメ「ガンダムユニコーン」とのタイアップパチンコとして、前作を踏襲しつつラッキートリガーと「超デカSTART」を搭載し、特徴的なゲーム性で人気を博した「フィーバー機動戦士ガンダムユニコーン 再来ー白き一角獣と黒き獅子ー」、数多くの方に親しまれた大人気ライトノベルとのタイアップパチンコ第2弾「フィーバーダンジョンに出会いを求めるのは間違っているだろうか2」（以上SANKYO）等、アニメファン層に向けた多種多様な遊技機開発も継続的に行っております。

その一方で、オリジナル版權として圧倒的な認知度を誇る「三国志」のストーリーをゲーム性に組み込んだ「フィーバー三国戦騎 7500」（SANKYO）を開発する等、様々なユーザーニーズに対応できる開発にも取り組んでおります。

当事業に係る研究開発費は130億円であります。

(2) パチスロ機関連事業

パチスロ機関連事業は、当社商品本部及び株式会社ビスティを中心に商品開発を行っており、当連結会計年度におきましては、SANKYOブランド5タイトル、B i s t yブランド1タイトル、グループ合計で6タイトルを販売いたしました。

主な取り組みとしまして、軽い初当たりと大当たり時の爆発力に特化した「Lパチスロ 戦姫絶唱シンフォギア 正義の歌」、パチンコでもファンの皆さまに愛された人気コンテンツをパチスロ化した「Lパチスロ かぐや様は告らせたい」、筋トレコメディーとして話題となり、楽曲も人気の「Lパチスロ ダンベル何キロ持てる？」（以上SANKYO）等、積極的な遊技機開発が奏功し、パチスロ市場の好調な稼働と販売台数の増加にも大きく貢献しております。

また、B i s t yブランドでは新型ST並びに、上位ATにマルチトリガーを搭載した「Lパチスロ シン・エヴァンゲリオン」（ビスティ）でブランド力をさらに向上させる試みにも挑戦しました。

当事業に係る研究開発費は53億円であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資額は、新機種開発用金型の取得を中心に総額4,005百万円（無形固定資産及び長期前払費用を含む）であります。

セグメントごとの設備投資の主なものは次のとおりであります。

パチンコ機関連事業

遊技機用部品金型	2,033百万円
----------	----------

パチスロ機関連事業

遊技機用部品金型	158百万円
----------	--------

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	合計	
三和工場 (群馬県伊勢崎市)	パチンコ機 関連事業 パチスロ機 関連事業	製造設備	826	500	196	2,972 (65,913.68)	4,496	84
(株)ビスティ 三和工場 (群馬県伊勢崎市)	パチンコ機 関連事業 パチスロ機 関連事業	製造設備	[126]	[76]	[30]	[456] (10,120.10)	[690]	—
商品本部 知的財産本部 (東京都渋谷区)	パチンコ機 関連事業 パチスロ機 関連事業	研究開発設備	1,491	0	2,336	6,376 (2,093.77)	10,204	269
パーラー事業部 (東京都台東区)	補給機器 関連事業	販売設備	257	—	14	671 (314.94)	943	40
支店・営業所 (東京都台東区他22ヶ所)	パチンコ機 関連事業 パチスロ機 関連事業	販売設備	840	—	58	1,840 (4,239.19)	2,739	233
SANKYO第2ビル (東京都渋谷区)	パチンコ機 関連事業 パチスロ機 関連事業	研究開発設備	90	—	0	284 (86.11)	374	—
	その他	賃貸設備	533	—	—	1,678 (508.95)	2,212	—
(株)ジェイビー 伊勢崎三室工場 (群馬県伊勢崎市)	パチンコ機 関連事業 パチスロ機 関連事業	製造設備	[42]	—	—	[141] (7,155.37)	[183]	—
伊勢崎三室工場内倉庫 (群馬県伊勢崎市)	パチンコ機 関連事業 パチスロ機 関連事業	倉庫	0	—	—	3 (152.74)	3	—
本社 (東京都渋谷区)	パチンコ機 関連事業 パチスロ機 関連事業 全社（共通）	その他の設備	519	9	422	—	951	125

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
2 上記中[]は、連結会社への賃貸設備であります。
3 帳簿価額には、建設仮勘定は含まれておりません。
4 上記の他、連結会社以外からの主要な賃借設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (百万円)
本社 (東京都渋谷区)	パチンコ機 関連事業 パチスロ機 関連事業 全社（共通）	事務所	761

(2) 国内子会社

2025年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備 の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	合計	
(株)三共エクセル	本社及び工場 (群馬県みどり市)	パチンコ機 関連事業 パチスロ機 関連事業 補給機器 関連事業 その他	製造設備	876	471	44	953 (28,772.09)	2,346	125
(株)ビスティ	三和工場 (群馬県伊勢崎市)	パチンコ機 関連事業 パチスロ機 関連事業	製造設備	0	1	0	—	1	4
(株)ジェイビー	伊勢崎三室工場 (群馬県伊勢崎市)	パチンコ機 関連事業 パチスロ機 関連事業	製造設備	0	0	1	—	1	1

(注) 現在休止中の主要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
(株)SANKYO	商品本部 (東京都渋谷区)	パチンコ機 関連事業	治具工具	2,460	—	自己資金	2025年4月	2026年3月	—
		パチスロ機 関連事業	治具工具	398	—	自己資金	2025年4月	2026年3月	—

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000,000
合計	500,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年6月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	260,000,000	260,000,000	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は100株
合計	260,000,000	260,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2014年7月4日	2015年7月3日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社執行役員8名 当社子会社取締役11名	当社取締役3名 当社執行役員12名 当社子会社取締役12名
新株予約権の数 ※	570個 (注) 1	543個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数 ※	普通株式 285,000株 (注) 1、6	普通株式 271,500株 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1円	1円
新株予約権の行使期間 ※	2014年7月23日から 2064年7月22日まで	2015年7月24日から 2065年7月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 592円 資本組入額 (注) 2、6	発行価格 694円 資本組入額 (注) 2、6
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項 ※	(注) 4	(注) 4

決議年月日	2016年7月5日	2017年7月5日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社執行役員11名 当社子会社取締役14名	当社取締役3名 当社執行役員11名 当社子会社取締役14名
新株予約権の数 ※	634個 (注) 1	634個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 ※	普通株式 317,000株 (注) 1、6	普通株式 317,000株 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1円	1円
新株予約権の行使期間 ※	2016年7月22日から 2066年7月21日まで	2017年7月22日から 2067年7月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 566円 資本組入額 (注) 2、6	発行価格 527円 資本組入額 (注) 2、6
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4	(注) 4

決議年月日	2018年7月4日	2019年7月4日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社執行役員11名 当社子会社取締役17名	当社取締役3名 当社執行役員11名 当社子会社取締役17名
新株予約権の数 ※	501個 (注) 1	528個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 ※	普通株式 250,500株 (注) 1、6	普通株式 264,000株 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1円	1円
新株予約権の行使期間 ※	2018年7月21日から 2068年7月20日まで	2019年7月20日から 2069年7月19日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 702円 資本組入額 (注) 2、6	発行価格 609円 資本組入額 (注) 2、6
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4	(注) 4

決議年月日	2020年7月2日	2021年7月5日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社執行役員11名 当社子会社取締役11名	当社取締役3名 当社執行役員10名 当社子会社取締役8名
新株予約権の数 ※	815個 (注) 1	737個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 ※	普通株式 407,500株 (注) 1、6	普通株式 368,500株 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1円	1円
新株予約権の行使期間 ※	2020年7月18日から 2070年7月17日まで	2021年7月22日から 2071年7月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 399円 資本組入額 (注) 2、6	発行価格 373円 資本組入額 (注) 2、6
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4	(注) 5

決議年月日	2022年7月5日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社執行役員14名 当社子会社取締役6名
新株予約権の数 ※	745個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 ※	普通株式 372,500株 （注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1円
新株予約権の行使期間 ※	2022年7月22日から 2072年7月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 678円 資本組入額 （注）2、6
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2025年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式500株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割の基準日とする場合、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡ってこれを適用する。

また、当社が、割当日後、合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で、付与株式数を適切に調整することができるものとする。

- 2 (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 (1) 新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社及び当社の関係会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には前営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、下記(注)4または(注)5に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継し、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の規定及び当社が別途定める条件に従って、また、当該相続人が当該新株予約権割当契約の規定に従うことを合意することを条件として、新株予約権者が死亡した日から1年間に限り承継した新株予約権を行使できるものとする（ただし、当該新株予約権者から本新株予約権を相続により承継した相続人による当該本新株予約権の行使の機会は、当該相続人全員で1回に限るものとする。）。なお、新株予約権者に相続人がいない場合には、当該新株予約権者の死亡と同時に当該新株予約権者の有していた未行使の新株予約権全部は行使できなくなるものとする。

- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (6) 本新株予約権の割当てを受けた者が、割当日における地位に応じた以下に定める任期（以下、「予定任期」という。）中に、当社及び当社の関係会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合、割り当てられた新株予約権のうち、予定任期の開始日（ただし、当該日より後に割当日における地位に就任した場合は就任日）から当該地位喪失日の属する月までの月数（ただし、月の 15 日までに地位を喪失した場合はその月を含めないものとして計算する。以下、「在任月数」という。）に応じて、次の算式により算出された個数（1 個未満の端数については、これを切り捨てるものとする。）の新株予約権は行使できないものとする。ただし、予定任期中に新株予約権者が死亡し、又はやむを得ない事由によって退任した場合には、当該期間の全部又は一部をその在任月数として計算することができる。

$$\text{行使できない新株予約権の個数} = \frac{12\text{か月} - \text{在任月数}}{12\text{か月}} \times \text{当社及び当社の子会社の取締役、当社の執行役員に割当てられた新株予約権の個数}$$

- (7) その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注) 1 に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注) 2 に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記(注) 3 に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
以下の事項に準じて決定する。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、当社が発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款変更、又は新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注) 3 に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注)2に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

(9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

- 6 2024年2月7日開催の取締役会決議により、2024年3月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2022年5月31日 (注) 1	△3,258,400	66,339,100	—	14,840	—	23,750
2023年11月30日 (注) 1	△4,222,400	62,116,700	—	14,840	—	23,750
2024年2月20日 (注) 1	△10,116,700	52,000,000	—	14,840	—	23,750
2024年3月1日 (注) 2	208,000,000	260,000,000	—	14,840	—	23,750

(注) 1 自己株式の消却による減少であります。

2 株式分割(1:5)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

2023年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	24	28	196	359	82	17, 225	17, 914	—
所有株式数 (単元)	—	540, 055	84, 143	75, 033	942, 266	544	956, 515	2, 598, 556	144, 400
所有株式数 の割合(%)	—	20. 78	3. 24	2. 89	36. 26	0. 02	36. 81	100. 00	—

(注) 1 自己株式39,071,071株は、「個人その他」の中に390,710単元、「単元未満株式の状況」の中に71株含まれております。

2 「金融機関」には、役員向け株式給付信託が保有する株式13,200単元が含まれております。

3 証券保管振替機構名義の株式が「その他の法人」の中に158単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	35,736	16.17
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	14,550	6.58
JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, UNITED STATES OF AMERICA (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	11,252	5.09
毒島 秀行	東京都渋谷区	8,000	3.62
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	4,575	2.07
毒島 壮	東京都千代田区	4,339	1.96
毒島 章子	群馬県桐生市	4,000	1.81
株式会社マーフコーポレーション	東京都港区南青山七丁目1番29号 (201)	4,000	1.81
J P モルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング	3,918	1.77
小森 雅子	東京都港区	3,072	1.39
合計	—	93,443	42.29

(注) 1 所有株式数は千株未満、発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。

2 上記所有株式のうち、信託業務等に係る株式数は以下のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 35,736千株

株式会社日本カストディ銀行(信託口) 14,550千株

3 上記のほか当社所有の自己株式が39,071千株あります。なお、自己株式には、役員向け株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式1,320千株は含まれておりません。

4 2024年10月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者5名が2024年9月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	3,867	1.49
ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク	米国 デラウェア州 ウィルミントン リトル・フォールズ・ドライブ 251	377	0.15
ブラックロック・ファンド・マネジャーズ・リミテッド	英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	403	0.16
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド	アイルランド共和国 ダブリン ボールスブリッジ ボールスブリッジパーク 2 1階	411	0.16
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	2,661	1.02
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	1,822	0.70
計	—	9,542	3.67

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 39,071,000	—	単元株式数は100株
完全議決権株式（その他）	普通株式 220,784,600	2,207,846	同上
単元未満株式	普通株式 144,400	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	260,000,000	—	単元株式数は100株
総株主の議決権	—	2,207,846	—

(注) 1 「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が15,800株（議決権数158個）及び役員向け株式給付信託が保有する株式1,320,000株（議決権13,200個）が含まれております。

なお、当該議決権の数13,200個は、議決権不行使となっております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己保有株式71株が含まれております。

② 【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社SANKYO	東京都渋谷区渋谷 三丁目29番14号	39,071,000	—	39,071,000	15.03
合計	—	39,071,000	—	39,071,000	15.03

(注) 役員向け株式給付信託が保有する株式1,320,000株は、上記の自己株式等に含まれておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

当社は、2023年6月29日開催の第58回定時株主総会決議に基づき、業績連動型株式報酬制度を導入しています。本制度の対象者は当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）、執行役員（国内非居住者を除く。）及び当社子会社（以下、「子会社」という。）の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）としておりましたが、2024年6月27日開催の第59回定時株主総会において定款の変更が決議されたことによる監査等委員会設置会社への移行に伴い、対象者を当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）、執行役員（国内非居住者を除く。）及び子会社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下、併せて「当社等の取締役等」という。）に変更するとともに、本制度における報酬等の額及び内容等を改めて設定しております。

本制度は、当社等の取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を明確にし、当社等の取締役等が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、価格下落リスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的としております。

① 本制度の概要

本制度は、当社等の取締役等の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社及び子会社の取締役会で定める株式給付規程（以下、「株式給付規程」という。）に基づいて、当社等の取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を、本信託を通じて、当社等の取締役等に給付する株式報酬制度です。

なお、当社等の取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当社等の取締役等の退任時とします。

本制度の対象期間は、2024年3月末日で終了する事業年度から2026年3月末日で終了する3事業年度（以下、「当初対象期間」という。）及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度（取締役会で別途、3事業年度を超える期間を決議した場合には当該期間）ごとの期間（以下、当初対象期間と併せてそれぞれの期間を「対象期間」という。）とします。

当社は、当社等の取締役等に対し、各対象期間中、株式給付規程に基づき役位及び業績達成度に応じて算出されたポイントを付与します。当初対象期間に付与するポイント数の合計は、1事業年度あたり100万ポイント（うち、当社の取締役分として62.5万ポイント）に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じたポイント数（当初対象期間である3事業年度については300万ポイント（うち、当社の取締役分として187.5万ポイント）。）を上限とします。

また、当初対象期間経過後の各対象期間につきましても上述のポイントを上限とします。

なお、付与されたポイントは、当社等の取締役等に対する当社株式の給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算されます。

② 当社等の取締役等に取得させる予定の株式の総数

上限3,000,000株（3事業年度）

③ 本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当社等の取締役等のうち、株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会（2023年11月7日）での決議状況 （取得期間2023年11月8日～2024年4月30日）	50,000,000	70,000,000
当事業年度前における取得自己株式	50,000,000	68,767,927
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	1,232,072
当事業年度の末日現在の未行使割合（％）	—	1.8
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合（％）	—	1.8

- (注) 1 上記取締役会において東京証券取引所における市場買付け（自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）による買付け及び自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付け）を自己株式取得の方法として決議しております。
- 2 当社は、2024年3月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っており、上記取締役会決議によるものは株式分割後の株式数を記載しております。
- 3 当該決議に基づく自己株式の取得は2024年3月22日をもって終了いたしました。

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会（2025年5月12日）での決議状況 （取得期間2025年5月13日～2026年3月31日）	30,000,000	60,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合（％）	—	—
当期間における取得自己株式	3,912,900	9,604,132
提出日現在の未行使割合（％）	87.0	84.0

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までに取得した自己株式は含まれておりません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	216	432
当期間における取得自己株式	25	60

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（新株予約権の権利行使）	231,000	126,425	—	—
保有自己株式数	39,071,071	—	42,983,996	—

- (注) 1 当期間における保有自己株式数には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの取締役会決議による取得、単元未満株式の買取り及び買増請求に基づき売渡した株式数は含めておりません。
- 2 当事業年度及び当期間における「保有自己株式数」には、役員向け株式給付信託が保有する株式1,320,000株は含めておりません。

3 【配当政策】

当社では、株主の皆さまへの利益の還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置付けており、配当金につきましては、連結配当性向40%を目安とした業績連動型配当を行うことを基本方針としております。ただし、1株当たりの年間配当金については下限を20円と設定し、安定配当の要素も取り入れることといたします。

なお、中間配当金につきましては、第2四半期累計期間の連結配当性向40%を配当金総額の目安としますが、中間配当額を決定する時点での通期1株当たり配当金予想金額の50%を上限とします。

今後の利益配分及び内部留保の活用方法につきましては、業績連動型配当を基本としつつ、成長のための事業投資、自己株式取得による機動的な株主還元などに適正な配分となるよう有効活用してまいります。

当社の剰余金の配当は、期末配当及び中間配当の年2回の配当実施を基本的な方針としております。当社は、機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる旨を定款で定めております。ただし、剰余金の配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会とする方針です。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記の基本方針のもと、1株につき40円の中間配当を実施し、2025年6月27日開催予定の定時株主総会で、1株につき60円の期末配当を決議する予定であり、これにより年間配当金は100円（連結配当性向は40.7%）となります。

なお、第60期の剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2024年11月7日 取締役会決議	8,837	40.00
2025年6月27日 定時株主総会決議(予定)	13,255	60.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、健全なレジャーの発展と心豊かな社会づくりに貢献するため、パチンコ・パチスロ業界のリーディングカンパニーとしての使命を果たすことを基本理念としております。

また、当社グループには、株主の皆さまをはじめ、お客さまであるパーラー、ファン、取引先、地域社会、従業員等の各ステークホルダーが存在しております。この各ステークホルダーと永続的に良好な関係を保つことが、経営の最重要課題であり、以下の諸点をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方と認識しております。

イ. ステークホルダーの利益の最大化と最適な配分

ロ. 法令、社会規範、企業倫理の遵守

ハ. 経営の効率化と透明性の向上

ニ. 全従業員一人一人の意欲の増進と能力開発

ホ. パチンコ・パチスロ業界の社会的信頼の向上

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役会の監督機能の強化と、権限委譲による意思決定と業務執行の迅速化を図るため、2024年6月より、監査等委員会設置会社制度を採用しております。

また、2008年4月より、コーポレート・ガバナンスの強化及び意思決定の迅速性と的確性の確保を目的に、執行役員制度を導入しております。取締役会を経営意思決定、業務執行の監督を行う機関として明確化し、執行役員は取締役会から権限委譲を受け、委任された担当分野における業務執行の責任者として位置付けております。

現状の体制が当社グループの事業内容や企業規模に対して適当であり、有効に機能していると認識しております。

有価証券報告書提出日現在の主要な機関ごとの構成は以下のとおりです。

イ. 取締役会

「取締役会」は、『(2) 役員の状況①イ.』に記載の取締役4名、監査等委員である取締役5名（うち社外取締役監査等委員3名）で構成され、代表取締役社長CEO兼COOである石原明彦氏が議長を務めております。当事業年度における活動状況は、『⑤ 取締役会及び指名・報酬委員会の活動状況』に記載しております。

ロ. 監査等委員会

「監査等委員会」は、『(2) 役員の状況①イ.』に記載の監査等委員である取締役5名（うち社外取締役監査等委員3名）で構成され、常勤監査等委員である五十嵐洋子氏が委員長を務めております。当事業年度における監査の状況は、『(3) 監査の状況』に記載しております。

ハ. 経営会議

当社では、「取締役会」のほか、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員で構成する「経営会議」を設置し、毎月定期的に開催しております。「経営会議」は、取締役会決議事項の事前審議や経営戦略事項、コンプライアンス及びリスク管理全般の統括等について、迅速かつ的確に意思決定し、当社の各部門とグループ各社に執行を指示いたします。

ニ. 指名・報酬委員会

当社では、取締役等の指名や報酬等に関する評価・決定手続きにおける客観性・透明性・公正性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るため、独立社外取締役を過半数とし、「取締役会」から独立した任意の委員会である「指名・報酬委員会」を2024年1月に設置しております。

「指名・報酬委員会」は、『(2) 役員の状況①イ.』に記載の代表取締役社長CEO兼COOである石原明彦氏が委員長を務め、社外取締役監査等委員である木谷太郎氏、山崎博行氏及び三浦厳嗣氏が構成員を務めております。当事業年度における活動状況は、『⑤ 取締役会及び指名・報酬委員会の活動状況』に記載しております。

ホ. 情報セキュリティ委員会

当社では、社内システムやITインフラ等について、全社横断的な視点から効果・リスクの検討を行う「情報セキュリティ委員会」を2023年4月に設置しております。

「情報セキュリティ委員会」は、情報システム本部長が委員長を務め、各部署長が情報セキュリティ管理責任者を務めております。

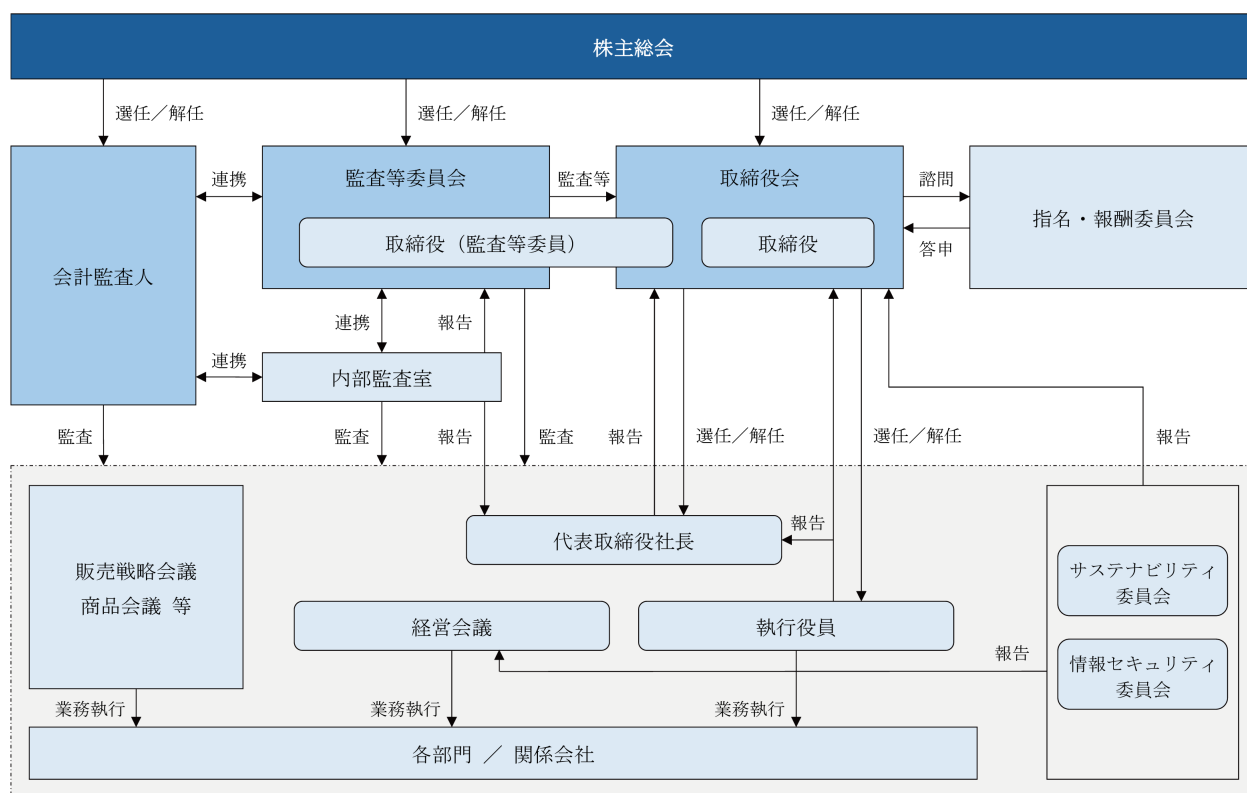
へ．サステナビリティ委員会

当社は、当社グループのE S G課題のみならず、持続可能性のためのあらゆる課題の検討・対応を目的として、2024年4月に「サステナビリティ委員会」を設置しております。

「サステナビリティ委員会」は、『(2) 役員の状況①イ.』に記載の代表取締役社長C E O兼C O Oである石原明彦氏が委員長を務め、各本部の責任者が構成員を務めております。

※当社は、2025年6月27日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」を提案しており、当該議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成員及び執行役員については、後記「(2) 役員の状況①ロ.」のとおりであります。なお、取締役会の議長、指名・報酬委員会の委員長及びサステナビリティ委員会の委員長は小倉敏男氏が務める予定です。

当社のコーポレート・ガバナンス体制



③ 企業統治に関するその他の事項

イ． 内部統制システムの整備の状況

当社取締役会は以下の「内部統制システムの構築・運用に関する基本方針」を決議しております。

i 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、及び執行役員で構成する「経営会議」において企業倫理やコンプライアンス全般について統括し、方針・施策の立案を行うものとします。また、当社は複数の独立役員を選任することで、経営の透明性の向上と客観性の確保を図ります。

当社内部監査室（以下、内部監査室）による定期的な内部監査の実施により、当社グループの法令・社内規程の遵守状況を監査します。内部監査室は、監査結果について当社の社長に報告を行い、問題が発見された場合は直ちにコンプライアンス施策の立案あるいは改善支援を行うものとします。加えて、標語化した業務執行の心得を当社グループの全役員・従業員に配布し、コンプライアンスの重要性及び日常における具体的な行動基準の浸透を図るとともに、必要に応じて外部教育機関の研修等を通じて指導・補完を実施します。

当社グループは、反社会的勢力及び団体に毅然と対応し、警察等関係機関と緊密な連携をとり、反社会的行為に関わらないよう、社会常識と正義感を持ち、常に良識ある行動に努めます。

ii 取締役及び使用人の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、職務執行に関する情報の管理及び文書等の保存・管理を行うものとします。なお、情報の保存・管理状況につきましては、内部監査室による内部監査等により監視・指導を継続するものとします。また、保存された情報につきましては、適時開示に関する情報取扱責任者と連携を取り、必要に応じ速やかに情報開示を行うものとします。

iii 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「経営会議」が事業運営上のリスク全般について統括し、重大な危機発生時の具体的な対応やリスク管理体制についての方針を決定するものとします。また、内部監査室及び「サステナビリティ委員会」等は、当社グループに潜在するリスクの抽出とリスク軽減対策の検討を行い、必要に応じて社内規程の改正等により対応の定着化を図るものとします。なお、通常業務におけるリスク管理については、当社グループの各部門が社内規程に基づきそれぞれ管理を行い、その遵守状況については内部監査室の内部監査を通じて監視・統括するものとします。

iv 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は、経営上の重要な意思決定や取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行に関する監督を行うため定時取締役会に加え、迅速な意思決定のために必要に応じて臨時取締役会を開催するものとします。

当社は執行役員制度を導入し、取締役会の経営意思決定機能及び監督機能の強化を図ります。また、取締役会決議事項の事前の詳細審議や経営戦略事項等について迅速かつ的確に意思決定を行うため、「経営会議」を毎月定期的に開催するものとします。さらに、当社グループの機動的な業務推進を行うため、新商品の開発に関して協議する「商品会議」や販売方針を決定する「販売戦略会議」等、目的別に複数の会議体を設置し、職務分掌に基づいた取締役の職務執行に関する責務・役割を明確にするものとします。

v 当社企業集団が業務の適正を確保するための体制

当社グループ各社は、当社経理部に対し毎月定期的に経営状況等を報告するものとします。グループ各社における業務の公正性・効率性並びにコンプライアンス遵守状況等については、内部監査室の内部監査を通じて監視する体制とします。加えてコンプライアンスの周知徹底については、業務執行の心得の配布・掲示を通じて日常的な指導はもとより、必要に応じて当社の研修に参加できる体制とします。なお、グループ各社の経営については、自主性を尊重しつつ、重要案件については当社の「経営会議」で報告を受け、事前に協議を行うものとします。

vi 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループ主要各社は、金融商品取引法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため「内部統制基本方針書」を制定し、同方針書に基づき、財務報告に係る内部統制を全社的なレベル及び業務プロセスのレベルにおいて実施する体制を整備し、運用するものとします。

vii 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員の職務を補助する目的のもと監査等委員会事務局を設置し、必要に応じて専任又は他部署との兼務にて使用人をスタッフとして配置できることとし、その人事については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員で事前に協議した上で決定するものとします。

viii 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会事務局に専任スタッフを設置する場合には、当該スタッフは監査等委員の指揮命令下に置くものとします。加えて、当該スタッフが他の業務を兼務すること、及びその人事考課、人事異動に関しては、監査等委員の同意を得た上で決定するものとします。

ix 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制及びその他の監査等委員会への報告に関する体制、並びに報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会は、必要に応じて当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等に報告・説明を求め、取締役の職務執行状況やコンプライアンス遵守状況を十分に監視できる体制とします。

また、監査等委員は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、当社の取締役会等の重要会議に出席し当社グループの重要な情報について報告を受けるとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する文書を開覧し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等に報告・説明を求めることができるものとします。

当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等は、法令等に従い、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、担当部署等もしくは当社の監査等委員へ報告するものとします。

なお、監査等委員へ報告を行った当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを一切行わないものとし、その徹底を図ります。

x 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務執行に関して生じる費用については、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、会社が負担します。また、監査等委員が当該費用の前払いを求める場合にはこれに応じます。

xi その他監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

内部監査室は定期的に監査等委員会に対して内部監査の実施状況について報告し、意見交換を行うものとします。

また、監査等委員は必要に応じて弁護士その他の専門家に対し、監査業務に関する助言等を求めることができます。

ロ. リスク管理体制の整備の状況

当社では「経営会議」が事業運営上のリスク全般について統括し、重大な危機発生時の具体的な対応やリスク管理体制についての全社的な方針を決定しております。また、内部監査室及び「サステナビリティ委員会」等は、潜在するリスクの抽出とリスク軽減対策の検討を行い、必要に応じて「取締役会」及び「経営会議」に報告するとともに、社内規程の改正等により対応の定着化を図るものとします。情報システム関連リスクについては、情報システム本部が一元管理を行うとともに、「情報セキュリティ委員会」が社内システムやITインフラ等について、全社横断的な視点から効果・リスクの検討を行っております。

なお、通常業務におけるリスク管理については、各部門が社内規程に基づきそれぞれ管理を行い、その遵守状況については内部監査室の内部監査を通じて監視・統括しております。

ハ. 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査等委員である取締役との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない時は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

ニ. 役員等賠償責任保険契約

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、執行役員及び管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

④ 株主総会決議に関する事項

イ. 取締役の員数及び選任に関する定め

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

ロ. 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

i 剰余金の配当等の決定機関

当社は、機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる旨を定款で定めております。ただし、期末配当については、株主総会で決定する方針です。

ii 中間配当

当社は、配当政策の機動性を確保するため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

iii 取締役の責任免除

当社は、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役の責任を会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役及び監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

ハ. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

⑤ 取締役会及び指名・報酬委員会の活動状況

イ. 取締役会の活動状況

当社は当事業年度において取締役会を計13回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
取締役会長	毒島 秀行	13	13
代表取締役社長 CEO兼COO	石原 明彦	13	13
取締役 専務執行役員	小倉 敏男	10	10
代表取締役副社長 執行役員COO	富山 一郎	3	3
取締役	鶴岡 淳子	10	10
取締役 (常勤監査等委員長)	五十嵐 洋子	10	10
取締役 (監査等委員)	石山 俊明	10	10
社外取締役 (監査等委員)	木谷 太郎	13	13
社外取締役 (監査等委員)	山崎 博行	13	12
社外取締役 (監査等委員)	三浦 嚴嗣	10	10

(注) 1 富山一郎氏は、2024年6月27日開催の定時株主総会の終結の時をもって取締役を退任しておりますので、退任までの期間に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

2 小倉敏男氏、鶴岡淳子氏、五十嵐洋子氏、石山俊明氏、三浦嚴嗣氏は、2024年6月27日開催の定時株主総会において取締役に就任しておりますので、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

当事業年度における取締役会の具体的な検討内容として、経営の基本方針の決定、中期経営計画の策定、事業計画に関する事項、決算・決算開示に関する事項、業績予想に関する事項、配当政策及び資本政策に関する事項、役員及び部長級の人事に関する事項、取締役の報酬等に関する事項、指名・報酬委員会の構成員の決定等であります。

ロ. 指名・報酬委員会の活動状況

当社は当事業年度において指名・報酬委員会を3回開催しており、個々の委員の出席状況については次のとおりであります。

	役職名	氏名	開催回数	出席回数
議長	代表取締役社長 CEO兼COO	石原 明彦	3	3
委員	社外取締役 (監査等委員)	木谷 太郎	3	3
委員	社外取締役 (監査等委員)	山崎 博行	3	3
委員	社外取締役 (監査等委員)	三浦 厳嗣	2	2

(注) 三浦厳嗣氏は、2024年6月27日開催の定時株主総会において取締役に就任した後に指名・

報酬委員に就任しておりますので、就任後に開催された指名・報酬委員会の出席状況を記載しております。

当社は取締役の指名や報酬等に関する評価・決定手続きにおける客観性・透明性・公正性を確保するために、取締役会から独立し、独立社外取締役を過半数とした任意の指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、代表取締役社長CEO兼COO及び社外取締役3名で構成され、取締役の選解任並びに報酬等に関して審議しております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

イ. 2025年6月26日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は、以下の通りです。

男性7名 女性2名 (役員のうち女性の比率22%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役会長	毒島 秀行	1952年9月30日生	1977年4月 1985年6月 1988年1月 1992年2月 1992年6月 1996年6月 2008年4月 2022年4月	当社入社 常務取締役 専務取締役 代表取締役専務 代表取締役副社長 代表取締役社長 代表取締役会長CEO 取締役会長(現任)	(注)3	8,000.0
代表取締役社長 CEO兼COO	石原 明彦	1962年9月9日生	1986年4月 1998年4月 2005年4月 2008年4月 2010年4月 2011年4月 2012年6月 2015年4月 2020年4月 2020年6月 2021年4月 2021年6月 2022年4月 2023年6月 2024年6月	当社入社 営業本部営業企画室長 営業本部営業企画部長 執行役員営業本部営業企画部長 常務執行役員管理本部長兼総務部長 専務執行役員管理本部長兼総務部長 取締役専務執行役員管理本部長 兼総務部長 株式会社三共エクセル代表取締役社長 副社長執行役員経営企画部長 取締役副社長執行役員経営企画部長 (製造本部・管理本部管掌) 代表取締役副社長執行役員経営企画部長 (製造本部・管理本部管掌) 代表取締役社長COO 代表取締役社長CEO 株式会社ゲームカード・ジョイコホール ディングス社外取締役 代表取締役社長CEO兼COO(現任)	(注)3	88.5
代表取締役 専務執行役員 (商品本部長)	小倉 敏男	1962年3月12日生	1989年5月 2007年4月 2010年4月 2011年4月 2012年4月 2015年4月 2015年6月 2018年4月 2019年1月 2021年4月 2022年4月 2024年6月 2025年6月	当社入社 知的財産本部業務管理部長 知的財産本部副本部長兼知的財産部長 知的財産本部長兼知的財産部長 執行役員知的財産本部長兼知的財産部長 常務執行役員知的財産本部長 日本パチスロ特許株式会社代表取締役 専務執行役員知的財産本部長 専務執行役員知的財産本部長 兼商品本部副本部長 専務執行役員知的財産本部長 兼商品本部副本部長兼開発部長 専務執行役員商品本部長 取締役専務執行役員商品本部長 代表取締役専務執行役員商品本部長 (現任) 株式会社ゲームカード・ジョイコホール ディングス社外取締役(現任)	(注)3	45.0
取締役 (秘書室長)	鶴岡 淳子	1962年2月23日生	1991年5月 1993年5月 1996年6月 2001年4月 2019年4月 2024年4月 2024年6月	当社入社 副社長秘書 社長秘書 総務部秘書課長 会長秘書 秘書室長 取締役秘書室長(現任)	(注)3	54.3

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 監査等委員 委員長 (常勤)	五十嵐 洋子	1956年9月3日生	1982年2月 2010年4月 2012年4月 2015年4月 2018年4月 2021年4月 2021年6月 2022年4月 2023年4月 2023年6月 2024年6月	当社入社 管理本部経理部長 執行役員管理本部経理部長 常務執行役員管理本部長 常務執行役員管理本部長 (事業企画部管掌) 常務執行役員管理本部長兼総務部長 (事業企画部管掌) 専務執行役員管理本部長兼総務部長 (製造本部・事業企画部管掌) 専務執行役員(製造本部・ 管理本部・事業企画部管掌) 顧問 監査役 取締役監査等委員委員長(現任)	(注)4	—
取締役 監査等委員	石山 俊明	1956年9月17日生	1994年6月 2012年1月 2015年9月 2024年6月	当社監査役 野田典義税理士事務所入所 税理士登録 当社取締役監査等委員(現任)	(注)4	25.0
取締役 監査等委員	木谷 太郎	1976年5月4日生	2004年10月 2015年6月 2024年6月	弁護士登録 光和総合法律事務所入所 当社取締役 当社取締役監査等委員(現任)	(注)4	—
取締役 監査等委員	山崎 博行	1954年9月5日生	1982年10月 1994年9月 2000年8月 2005年10月 2006年5月 2007年11月 2008年8月 2013年7月 2017年7月 2018年6月 2020年12月 2024年6月	監査法人中央会計事務所入所 中央監査法人社員 中央青山監査法人代表社員 同監査法人理事 同監査法人理事長代行 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監 査法人)シニアパートナー 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有 限責任監査法人)常務理事 日本ベンチャーキャピタル協会監事 公認会計士山崎博行事務所所長 株式会社UACJ社外監査役(現任) 当社取締役 株式会社ランドビジネス取締役副社長 当社取締役監査等委員(現任)	(注)4	—
取締役 監査等委員	三浦 厳嗣	1963年2月19日生	1987年4月 1990年10月 2002年6月 2009年10月 2015年6月 2022年3月 2023年11月 2024年6月	株式会社リクルート入社 株式会社オックスプランニングセンター (現株式会社クラウドポイント) 代表取締役(現任) 株式会社ビスティ監査役 株式会社キャドセンター社外取締役 当社取締役(2017年6月退任) 株式会社シービープラス取締役(現任) アララ株式会社(現ペイクラウドホール ディングス株式会社) 取締役会長(現任) 当社取締役監査等委員(現任)	(注)4	—
合計						8,212.8

(注) 1 取締役のうち木谷太郎、山崎博行及び三浦厳嗣は社外取締役であり、東京証券取引所有価証券上場規程が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

- 2 当社は、コーポレート・ガバナンスの強化及び意思決定の迅速性と的確性の確保を目的とし、執行役員制度を導入しております。執行役員は以下の16名であります。
- (取締役を兼務する執行役員：1名)
- 専務執行役員 小倉敏男
- (執行役員：15名)
- 専務執行役員 東郷裕二、高橋博史
- 常務執行役員 高井克昌、安藤正登、毒島壮、長谷川浩二、高林慎悟、井上卓、赤石昌大、堤順一、依田英之、羽地隆
- 執行役員 周藤圭二、猶井亮、井東真一
- 3 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査等委員である取締役の任期は、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

ロ．2025年6月27日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」を上程しており、当該決議が承認可決されますと、当社の役員の状況及びその任期は、以下の通りとなる予定です。なお、役員の役職等については、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しております。
男性7名 女性2名 （役員のうち女性の比率22%）

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役会長	毒島 秀行	1952年9月30日生	1977年4月 1985年6月 1988年1月 1992年2月 1992年6月 1996年6月 2008年4月 2022年4月	当社入社 常務取締役 専務取締役 代表取締役専務 代表取締役副社長 代表取締役社長 代表取締役会長CEO 取締役会長（現任）	(注)3	8,000.0
代表取締役社長 CEO兼COO	小倉 敏男	1962年3月12日生	1989年5月 2007年4月 2010年4月 2011年4月 2012年4月 2015年4月 2015年6月 2018年4月 2019年1月 2021年4月 2022年4月 2024年6月 2025年6月	当社入社 知的財産本部業務管理部長 知的財産本部副本部長兼知的財産部長 知的財産本部長兼知的財産部長 執行役員知的財産本部長兼知的財産部長 常務執行役員知的財産本部長 日本パチスロ特許株式会社代表取締役 専務執行役員知的財産本部長 専務執行役員知的財産本部長 兼商品本部副本部長 専務執行役員知的財産本部長 兼商品本部副本部長兼開発部長 専務執行役員商品本部長 取締役専務執行役員商品本部長 代表取締役専務執行役員商品本部長 株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス社外取締役（現任） 代表取締役社長CEO兼COO（現任）	(注)3	45.0
代表取締役副社長 執行役員 (経営企画部管掌)	高橋 博史	1962年7月14日生	2000年12月 2015年4月 2018年4月 2021年6月 2022年4月 2024年4月 2025年6月	当社入社 管理本部副本部長兼経理部長 執行役員管理本部副本部長 兼経理部長 執行役員管理本部副本部長 兼経営企画部長兼経理部長 常務執行役員管理本部長 兼経営企画部長 専務執行役員管理本部長 兼経営企画部長 代表取締役副社長執行役員 (経営企画部管掌)（現任）	(注)3	27.0
取締役 (秘書室長)	鶴岡 淳子	1962年2月23日生	1991年5月 1993年5月 1996年6月 2001年4月 2019年4月 2024年4月 2024年6月	当社入社 副社長秘書 社長秘書 総務部秘書課長 会長秘書 秘書室長 取締役秘書室長（現任）	(注)3	54.3

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 監査等委員 委員長 (常勤)	五十嵐 洋子	1956年9月3日生	1982年2月 2010年4月 2012年4月 2015年4月 2018年4月 2021年4月 2021年6月 2022年4月 2023年4月 2023年6月 2024年6月	当社入社 管理本部経理部長 執行役員管理本部経理部長 常務執行役員管理本部長 常務執行役員管理本部長 (事業企画部管掌) 常務執行役員管理本部長兼総務部長 (事業企画部管掌) 専務執行役員管理本部長兼総務部長 (製造本部・事業企画部管掌) 専務執行役員(製造本部・ 管理本部・事業企画部管掌) 顧問 監査役 取締役監査等委員委員長(現任)	(注)4	—
取締役 監査等委員	石山 俊明	1956年9月17日生	1994年6月 2012年1月 2015年9月 2024年6月	当社監査役 野田典義税理士事務所入所 税理士登録 当社取締役監査等委員(現任)	(注)4	25.0
取締役 監査等委員	木谷 太郎	1976年5月4日生	2004年10月 2015年6月 2024年6月	弁護士登録 光和総合法律事務所入所 当社取締役 当社取締役監査等委員(現任)	(注)4	—
取締役 監査等委員	山崎 博行	1954年9月5日生	1982年10月 1994年9月 2000年8月 2005年10月 2006年5月 2007年11月 2008年8月 2013年7月 2017年7月 2018年6月 2020年12月 2024年6月	監査法人中央会計事務所入所 中央監査法人社員 中央青山監査法人代表社員 同監査法人理事 同監査法人理事長代行 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監 査法人)シニアパートナー 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有 限責任監査法人)常務理事 日本ベンチャーキャピタル協会監事 公認会計士山崎博行事務所所長 株式会社UACJ社外監査役(現任) 当社取締役 株式会社ランドビジネス取締役副社長 当社取締役監査等委員(現任)	(注)4	—
取締役 監査等委員	三浦 厳嗣	1963年2月19日生	1987年4月 1990年10月 2002年6月 2009年10月 2015年6月 2022年3月 2023年11月 2024年6月	株式会社リクルート入社 株式会社オックスプランニングセンター (現株式会社クラウドポイント) 代表取締役(現任) 株式会社ビスティ監査役 株式会社キャドセンター社外取締役 当社取締役(2017年6月退任) 株式会社シービープラス取締役(現任) アララ株式会社(現ペイクラウドホール ディングス株式会社) 取締役会長(現任) 当社取締役監査等委員(現任)	(注)4	—
合計						8,151.3

(注) 1 取締役のうち木谷太郎、山崎博行及び三浦厳嗣は社外取締役であり、東京証券取引所有価証券上場規程が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

- 2 当社は、コーポレート・ガバナンスの強化及び意思決定の迅速性と的確性の確保を目的とし、執行役員制度を導入しております。執行役員は以下の15名であります。
(取締役を兼務する執行役員：1名)
副社長執行役員 高橋博史
(執行役員：14名)
専務執行役員 東郷裕二、高林慎悟
常務執行役員 高井克昌、安藤正登、毒島壮、赤石昌大、長谷川浩二、井上卓、堤順一、
依田英之、羽地隆
執行役員 周藤圭二、猶井亮、井東真一
- 3 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時から2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査等委員である取締役の任期は、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

② 社外役員の状況

有価証券報告書提出日現在、当社の社外取締役は3名であり、いずれも監査等委員である取締役であります。

社外取締役木谷太郎氏は、弁護士としての高い専門性と豊富な経験を有しており、法的見地から当社のコーポレート・ガバナンス強化に寄与頂くとともに、社外取締役として客観的かつ公正な立場で監査・監督を適切に遂行いただけると考え選任しております。なお、同氏と当社との間に特別な人的関係、資本的関係並びに取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役山崎博行氏は、公認会計士としての職務を通じて培われた財務・会計に関する知識が豊富であり、長年、監査法人における企業等に対する会計監査の経験を有していることから、当社経営の意思決定の妥当性・適正性を確保する役割を担って頂くとともに、社外取締役として客観的かつ公正な立場で監査・監督を適切に遂行いただけると考え選任しております。なお、同氏と当社との間に特別な人的関係、資本的関係並びに取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役三浦巖嗣氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社経営の意思決定の妥当性・適正性を確保する役割を担って頂くとともに、社外取締役として客観的かつ公正な立場で監査・監督を適切に遂行いただけると考え選任しております。なお、同氏と当社との間に特別な人的関係、資本的関係並びに取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役について、会社法上の社外取締役の要件に加え、「当社との間に特別な人的関係、資本的関係並びに取引関係その他の利害関係を有せず、監督・監査機能及び役割を果たすための必要な知識・見識を持ち、取締役として客観的かつ中立的見地から経営監視の実務を果たせる人材であること」を基準とし選任しております。また、社外取締役の独立性に関する具体的な考え方といたしましては、一般株主と利益相反が生じる恐れがないよう、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員の要件も参考としており、木谷太郎氏、山崎博行氏、三浦巖嗣氏の各氏は、独立役員として同証券取引所に届け出ております。

当社と利害関係のない社外取締役監査等委員3名による、取締役会における取締役の職務執行の監査・監督が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制を整備しております。また、当社の内部監査室、監査等委員会、会計監査人の三者は、監査計画立案、期中、期末監査実施時などに適宜意見交換を実施することにより、相互連携を図ります。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

当社は、2024年6月27日開催の第59回定時株主総会における定款変更決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

有価証券報告書提出日現在、当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役5名（うち社外取締役監査等委員3名）で構成されております。監査等委員である五十嵐洋子氏は、当社経理部長及び管理部門の責任者や執行役員を歴任していることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、当社グループの組織・業務に精通しており、当社の企業活動等の適正性を判断する豊富な見識・経験を有しております。また、石山俊明氏は税理士の資格を有しており、社外取締役監査等委員3名は、それぞれ弁護士、公認会計士、経営経験者であり、財務・会計・法律等に関する知識を有しており、当社の企業活動等の適正性を判断する豊富な見識・経験を有する者が選任されております。

当事業年度において当社は、監査等委員会設置会社に移行した2024年6月27日までに監査役会を1回、その後、当事業年度末までに監査等委員会を4回開催しており、個々の監査役、監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

（監査等委員会設置会社移行前）

（2024年4月1日から第59回定時株主総会（2024年6月27日）終結の時まで）

氏名	開催回数	出席回数
五十嵐 洋子	1	1
石山 俊明	1	1
真田 芳郎	1	1
野田 典義	1	1

（監査等委員会設置会社移行後）

（第59回定時株主総会（2024年6月27日）終結の時から2025年3月31日まで）

氏名	開催回数	出席回数
五十嵐 洋子	4	4
石山 俊明	4	4
木谷 太郎	4	4
山崎 博行	4	3
三浦 厳嗣	4	3

監査等委員会は、取締役の職務執行の監督を主たる役割とし、企業不祥事及び会社に著しい損害を及ぼす事象の発生を未然に防止するため、法令遵守状況やリスク管理体制に対する予防的観点からの監査を実施するほか、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性及び四半期決算開示等についても、独立した立場から監視・検証を行うことを基本的な方針としております。その上で、取締役の意思決定、財務報告の信頼性、危機管理体制、情報管理体制並びにコンプライアンス体制を具体的な検討内容として取り上げております。さらに、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人等に報告・説明を求め、取締役の職務執行状況やコンプライアンス遵守状況を十分に監視できる体制としております。また、監査等委員は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会への出席や稟議書その他業務執行に関する文書の閲覧を通じて、実効性のある監査を実施しております。

なお、常勤監査等委員は、日頃より役職員との様々なコミュニケーションを通じて、事業環境及び経営上の課題などを的確に把握することで、監査の実効性を高めております。また、会計監査人や内部監査部門との連携を密にすることで、当社グループが抱える事業リスクやガバナンス・内部統制に関する課題の把握に努めるなど、業務監査において中心的な役割を果たしております。

② 内部監査の状況

有価証券報告書提出日現在、当社の内部監査は、内部監査部門として社長直轄組織である内部監査室を設置しており、4名で構成されております。監査実施に当たっては、期初の監査計画書に基づき、各部門・拠点及び関係会社の業務活動が法令、諸規程等に準拠し、適正かつ効率的に運営されているかを、確認・検討をしております。具体的には、監査計画書に基づき継続的に行う「定期監査」、社長等の指示により必要に応じて随時行う「特命監査」を実施し、監査結果は社長及び被監査部門の責任者に報告するとともに、必要に応じて取締役会にも報告するものとしております。被監査部門に対しては、監査結果を踏まえて改善指示を行い、改善報告書の提出を求め、その後の改善措置・実施状況確認のためのヒアリング調査や適宜「フォローアップ監査」を実施しております。

また、監査業務の相互連携として、当社の内部監査人、監査等委員会及び会計監査人の三者は、適宜意見交換を実施しております。当会合におきましては、監査報告はもとより、監査の品質向上、監査の効率化、コーポレート・ガバナンスの充実といった観点から様々な意見交換を行っております。また、内部監査人は監査等委員会に対し、四半期毎に監査結果の報告会を実施し、企業経営の健全化という共通目的の観点から様々な意見交換を行っており、これらの取り組みにより内部監査の実効性の確保に努めております。

なお、当社では内部統制を目的とし全社横断的に「J-SOXプロジェクト」を組成しており、内部監査室は、内部監査人の立場からプロジェクトの運用状況を把握し、内部統制の整備及び運用状況の評価等を実施しております。また、監査等委員会は必要に応じて、同プロジェクトに対してヒアリング等の調査を実施し、整備・運用状況を監視・検証しております。合わせて会計監査人と同プロジェクトについて適宜意見交換を行い、共有すべき事項について相互に連携し、把握できる体制としております。

③ 会計監査の状況

イ. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

ロ. 継続監査期間

1990年以降

ハ. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 池内 基明 氏

指定有限責任社員 業務執行社員 鈴木 達也 氏

ニ. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名、その他 14名

(注) その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者等であります。

ホ. 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人の規模、監査体制の整備状況、独立性及び必要な専門性、監査計画、監査報酬の合理性及び妥当性を勘案し、会計監査人を総合的に評価し、選定について判断しております。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨並びに解任理由を報告いたします。

ヘ. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、会計監査人から監査実施状況について直接、報告等を通じて監査法人の品質管理体制の整備、監査チームの独立性と専門性の有無、監査の有効性と効率性等、不正リスクへの対応の観点から評価を行い、会計監査人の法令等の遵守状況についても問題が無いことを確認しております。

④ 監査報酬の内容等

イ. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	65	—	68	—
連結子会社	—	—	—	—
計	65	—	68	—

ロ. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬

該当事項はありません。

ハ. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ニ. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査日数・会社の規模、業務の特性等を勘案し、監査等委員会の同意のもと決定しております。

ホ. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人から監査計画の内容、監査の品質管理等、監査業務内容等と報酬見積額の算出根拠の説明を受け、その報酬の妥当性を総合的に確認したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社取締役会は以下の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」（以下、決定方針）を決議しております（2021年2月8日決議、2024年6月27日改定）。

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬等については、当社の業績並びに企業価値の持続的・安定的向上に向け、取締役に対するインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益との連動性を高めた報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、職務内容、業績、貢献度等を踏まえた水準とすることを基本方針としております。取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び賞与としての業績連動報酬並びに業績連動型株式報酬により構成しております。社外取締役の報酬等については、その職務に鑑み、基本報酬のみで構成しております。監査等委員である取締役の報酬等については、基本報酬と、業績に連動しない固定報酬としての賞与で構成しております。

イ. 基本報酬

基本報酬は、毎月末に定期同額給与を支給する固定報酬としております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議を経た上で、取締役会にて決定しております。なお、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員である取締役の協議により決定するものとしております。

ロ. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等

業績連動報酬（賞与）は、7月の賞与支給日に支給することとし、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、取締役会において、前期の連結営業利益の達成度合いを基本に、当期の経営環境等も勘案して、標準額に対して0%から150%の範囲で決定するものとしております。また、執行役員の賞与についても、取締役と同様の方法で、業績連動を図るものとしております。なお、監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）には、業績に連動しない固定報酬としての賞与を支給するものとしております。

非金銭報酬等は、業績連動型株式報酬としております。当社の取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を明確にし、当社の取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、価格下落リスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的としております。固定部分と業績連動部分の割合を1：4とし、株主総会の決議により定められた限度額の範囲内において、前期の連結営業利益の達成度合いを基本に決定し、毎年一定の時期にポイントとして付与するものとしております。なお、執行役員についても、取締役と同様の方法で、業績連動型株式報酬を付与するものとしております。

業績連動報酬及び非金銭報酬等は、取締役会で定めた算定方式に基づき決定するものとしませんが、指名・報酬委員会の意見及び助言並びに監査等委員会からの意見等が提示された場合には、その意見等も踏まえて、取締役会において決定するものとしております。

業績連動報酬（賞与）並びに非金銭報酬等（業績連動型株式報酬）は、当社が本業による利益として重要視する連結営業利益を指標とし、各年度の連結営業利益の達成状況、並びに株式価値の変動により報酬の額が変動するため、報酬割合は増減しますが、標準額の支給となる場合、基本報酬、業績連動報酬（賞与）、非金銭報酬等（業績連動型株式報酬）の割合は、概ね5：3：2を基本として決定しております。なお、当事業年度の連結営業利益の実績は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 ② 連結損益計算書及び連結包括利益計算書」に記載のとおりであります。

② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2024年6月27日開催の第59回定時株主総会において年額1,200百万円以内と決議しております（同定時株主総会終結時の取締役の員数は4名。）。2024年6月27日開催の第59回定時株主総会において、上記に記載の取締役の報酬限度額とは別枠にて、業績連動型株式報酬の額を年額500百万円以内かつ62.5万株以内と決議しております（同定時株主総会終結時の本制度の対象となる取締役の員数は4名。）。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2024年6月27日開催の第59回定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております（同定時株主総会終結時の監査等委員である取締役の員数は5名。）。なお、監査等委員である取締役の報酬は、独立性・客観性の観点から固定報酬のみで構成されており、各監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、過半数を独立社外取締役に構成する指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っております。取締役会は基本的にその答申を尊重しており、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	1,218	419	468	331	5
監査等委員である取締役 （社外取締役を除く。）	55	55	—	—	2
監査役 （社外監査役を除く。）	6	6	—	—	2
社外役員	11	11	—	—	5

(注) 1 当社は、2024年6月27日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2 非金銭報酬等の内容は、業績連動型株式報酬に関わる当事業年度の費用計上額であります。

⑤ 役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名 (役員区分)	連結報酬等の 総額 (百万円)	会社区分	連結報酬等の種類別の額（百万円）		
			固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等
毒島秀行 (取締役)	926	提出会社	315	360	251
石原明彦 (取締役)	156	提出会社	54	60	41

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、専ら株式の値上がり益や配当収入のみを目的とした純投資目的での株式投資を原則として行いません。純投資目的以外の目的である投資株式への投資につきましては、主に取引先等との関係構築、維持、強化を目的として行うものであります。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、政策保有株式を当社にとって必要と認める場合を除き、保有はいたしません。また、その保有の基準に関しては、毎年定期的に保有先企業との取引状況、保有先企業の財政状態及び経営成績並びに保有株式に係る評価損益、配当利回り、株価の推移など、保有の合理性を総合的に検証した結果を事務局から取締役会に報告し、中長期的に当社の企業価値向上につながるものと判断したものについては継続保有し、そうでないと判断した場合は売却を検討・実施いたします。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	5	76
非上場株式以外の株式	4	5,081

ハ. 当事業年度において株式数が減少した銘柄

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	1	6
非上場株式以外の株式	1	800

ニ．特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表 計上額 （百万円）	貸借対照表 計上額 （百万円）		
(株)ゲームカード・ジョ イコホールディングス	1,401,600	1,401,600	補給機器関連事業の主要仕入先であり、安 定的な取引関係の維持、強化のため保有して おります。なお、定量的な保有効果につい ては、具体的な取引条件など企業秘密にも関 わるため記載しておりませんが、上記イ．に記 載した方法により検証を行った結果、中長期 的に当社の企業価値向上につながるものと判 断し保有を継続しております。	有
	3,300	3,756		
(株)マースグループホー ルディングス	377,400	377,400	関係構築、維持、強化のため保有しており ます。なお、保有効果を定量的に示すことは 困難であります。上記イ．に記載した方法 により検証を行った結果、中長期的に当社の 企業価値向上につながるものと判断し保有を 継続しております。	有
	1,190	1,228		
加賀電子(株)	200,000	100,000	パチンコ機関連事業・パチスロ機関連事業 の主要仕入先であり、安定的な取引関係の維 持、強化のため保有しております。なお、定 量的な保有効果については、具体的な取引条 件など企業秘密にも関わるため記載しており ませんが、上記イ．に記載した方法により検 証を行った結果、中長期的に当社の企業価値 向上につながるものと判断し保有を継続して おります。また、2024年10月1日付で普通株 式1株につき2株の割合での株式分割により 保有株式数が増加しております。	有
	539	638		
ダイコク電機(株)	19,100	19,100	補給機器関連事業の主要仕入先であり、安 定的な取引関係の維持、強化のため保有して おります。なお、定量的な保有効果につい ては、具体的な取引条件など企業秘密にも関 わるため記載しておりませんが、上記イ．に記 載した方法により検証を行った結果、中長期 的に当社の企業価値向上につながるものと判 断し保有を継続しております。	有
	50	73		
(株)りそなホールディン グス	—	666,750	当社主要取引銀行であり、金融サービスの 提供及び関係維持、強化のため保有しており ましたが、上記イ．に記載した方法により検 証を行い、これまでの保有株式に係る評価損 益、株価の推移などを勘案した結果、当事業 年度に全株式を売却しております。	無
	—	633		

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、企業会計基準委員会の行う研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	130,441	180,064
受取手形	※2 6,597	5,662
売掛金	10,395	10,331
電子記録債権	※2 6,357	6,400
有価証券	74,999	59,985
商品及び製品	510	3,441
仕掛品	705	133
原材料及び貯蔵品	14,553	15,934
有償支給未収入金	4,937	9,881
その他	1,976	2,720
貸倒引当金	△9	△13
流動資産合計	251,465	294,541
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※3 14,272	※3 14,851
減価償却累計額	△8,851	△8,969
建物及び構築物（純額）	5,420	5,881
機械装置及び運搬具	※3 7,456	※3 7,420
減価償却累計額	△6,473	△6,360
機械装置及び運搬具（純額）	982	1,060
工具、器具及び備品	12,711	13,328
減価償却累計額	△10,093	△10,229
工具、器具及び備品（純額）	2,617	3,099
土地	17,447	17,335
建設仮勘定	162	105
有形固定資産合計	26,630	27,482
無形固定資産		
その他	185	327
無形固定資産合計	185	327
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 6,601	※1 5,349
長期貸付金	50	24
繰延税金資産	6,195	7,740
その他	1,040	1,264
貸倒引当金	△48	△22
投資その他の資産合計	13,838	14,357
固定資産合計	40,654	42,167
資産合計	292,119	336,709

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	7,444	12,623
未払法人税等	10,311	16,769
契約負債	11	16
賞与引当金	847	870
株主優待引当金	162	154
その他	12,574	11,426
流動負債合計	31,352	41,860
固定負債		
株式給付引当金	489	933
退職給付に係る負債	5,128	5,254
資産除去債務	76	76
その他	3,493	3,580
固定負債合計	9,187	9,844
負債合計	40,539	51,704
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,840	14,840
資本剰余金	23,750	23,750
利益剰余金	256,751	290,721
自己株式	△48,686	△48,375
株主資本合計	246,654	280,936
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,240	2,524
退職給付に係る調整累計額	△32	△46
その他の包括利益累計額合計	3,208	2,478
新株予約権	1,716	1,590
純資産合計	251,579	285,004
負債純資産合計	292,119	336,709

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	※1 199,099	※1 191,821
売上原価	88,420	79,492
売上総利益	110,679	112,328
販売費及び一般管理費	※2, ※3 38,184	※2, ※3 38,723
営業利益	72,495	73,605
営業外収益		
受取利息	52	236
受取配当金	337	405
受取ロイヤリティー	127	139
その他	192	209
営業外収益合計	710	991
営業外費用		
投資事業組合運用損	19	2
その他	3	5
営業外費用合計	23	8
経常利益	73,182	74,587
特別利益		
固定資産売却益	※4 8	※4 1
投資有価証券売却益	2,196	539
特別利益合計	2,205	540
特別損失		
固定資産売却損	※5 7	—
固定資産廃棄損	※6 103	※6 10
減損損失	—	※7 113
特別損失合計	111	124
税金等調整前当期純利益	75,276	75,003
法人税、住民税及び事業税	21,454	22,281
法人税等調整額	30	△1,270
法人税等合計	21,484	21,010
当期純利益	53,791	53,992
親会社株主に帰属する当期純利益	53,791	53,992

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益	53,791	53,992
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△2,551	△716
退職給付に係る調整額	△1	△14
その他の包括利益合計	※1 △2,552	※1 △730
包括利益	51,238	53,262
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	51,238	53,262
非支配株主に係る包括利益	-	-

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,840	23,750	293,670	△29,602	302,658
当期変動額					
剰余金の配当			△13,346		△13,346
親会社株主に帰属する 当期純利益			53,791		53,791
自己株式の取得				△96,529	△96,529
株式給付信託による 自己株式の取得				△1,550	△1,550
自己株式の処分		559		1,071	1,630
株式給付信託による 自己株式の処分					-
自己株式の消却		△559	△77,364	77,923	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	△36,919	△19,084	△56,003
当期末残高	14,840	23,750	256,751	△48,686	246,654

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	5,791	△30	5,761	1,839	310,259
当期変動額					
剰余金の配当					△13,346
親会社株主に帰属する 当期純利益					53,791
自己株式の取得					△96,529
株式給付信託による 自己株式の取得					△1,550
自己株式の処分					1,630
株式給付信託による 自己株式の処分					-
自己株式の消却					-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△2,551	△1	△2,552	△123	△2,675
当期変動額合計	△2,551	△1	△2,552	△123	△58,679
当期末残高	3,240	△32	3,208	1,716	251,579

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,840	23,750	256,751	△48,686	246,654
当期変動額					
剰余金の配当			△19,872		△19,872
親会社株主に帰属する 当期純利益			53,992		53,992
自己株式の取得				△0	△0
株式給付信託による 自己株式の取得					-
自己株式の処分			△150	276	126
株式給付信託による 自己株式の処分				34	34
自己株式の消却					-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	33,970	310	34,281
当期末残高	14,840	23,750	290,721	△48,375	280,936

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	3,240	△32	3,208	1,716	251,579
当期変動額					
剰余金の配当					△19,872
親会社株主に帰属する 当期純利益					53,992
自己株式の取得					△0
株式給付信託による 自己株式の取得					-
自己株式の処分					126
株式給付信託による 自己株式の処分					34
自己株式の消却					-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△716	△14	△730	△126	△856
当期変動額合計	△716	△14	△730	△126	33,424
当期末残高	2,524	△46	2,478	1,590	285,004

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	75,276	75,003
減価償却費	2,916	2,800
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	12	△22
賞与引当金の増減額 (△は減少)	65	23
株主優待引当金の増減額 (△は減少)	11	△8
株式給付引当金の増減額 (△は減少)	489	444
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	159	105
受取利息及び受取配当金	△389	△641
有形及び無形固定資産売却損益 (△は益)	△1	△1
固定資産廃棄損	103	10
減損損失	-	113
投資有価証券売却損益 (△は益)	△2,196	△539
売上債権の増減額 (△は増加)	4,755	956
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△1,177	△3,739
仕入債務の増減額 (△は減少)	△6,857	5,178
有償支給未収入金の増減額 (△は増加)	4,864	△4,944
未払金の増減額 (△は減少)	178	△148
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△308	△1,556
その他	△2,244	398
小計	75,657	73,434
利息及び配当金の受取額	304	516
法人税等の支払額	△28,372	△15,913
営業活動によるキャッシュ・フロー	47,589	58,036
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△25,000	-
有価証券の償還による収入	40,000	-
有形及び無形固定資産の取得による支出	△2,966	△4,242
投資有価証券の売却による収入	3,356	806
貸付金の回収による収入	5	5
その他	△276	△150
投資活動によるキャッシュ・フロー	15,118	△3,580
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△98,079	△0
自己株式の売却による収入	1,550	25
配当金の支払額	△13,346	△19,872
財務活動によるキャッシュ・フロー	△109,875	△19,846
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△47,168	34,609
現金及び現金同等物の期首残高	252,609	205,440
現金及び現金同等物の期末残高	※1 205,440	※1 240,050

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

主要な連結子会社名は、「第1企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

(2) 主要な非連結子会社名

株式会社三共プランニング

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 0社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

株式会社三共プランニング

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

イ. 商品・製品・原材料

主として総平均法

ロ. 仕掛品・貯蔵品

個別原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によっており、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個々の債権について回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 株主優待引当金

将来の株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、当連結会計年度末において翌連結会計年度に発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 株式給付引当金

株式給付規程に基づく当社取締役及び執行役員並びに当社子会社の取締役に対する将来の当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度から費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、取引の対価については、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しているため、重大な金融要素は含まれておりません。

① 製品・商品に係る収益

製品・商品の販売に係る収益については、主にパチンコ機・パチスロ機の販売が含まれ、検収時点において、顧客が当該製品・商品に対する支配を獲得、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。ただし、連結子会社である株式会社ビスティが販売するパチスロ機については、フィールズ株式会社との遊技機販売取引基本契約に基づき、引渡時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

なお、リユース機の販売については、顧客からの下取り機の回収の費用を売上高から控除し、純額で収益を認識しております。

その他、一部返品権付きのパチンコ機・パチスロ機については、過去の返品実績等から算定した見積り金額を収益から控除しております。

② 工事契約に係る収益

工事契約に係る収益については、主にパーラーの補給設備等の設置・改装工事の請負が含まれ、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法（原価比例法）によっております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

③ ロイヤリティ収入

ロイヤリティ収入については、当社グループが保有するパチンコ機・パチスロ機の特許権等の対価をパテントプールにより得ており、有効権利評価委員会の評価に基づき、会員及び第三者が販売したパチンコ機・パチスロ機の数量報告から算出し、その発生時点で収益を認識しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	6,195	7,740

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、会計基準に従い、企業会計上の資産・負債と税務上の資産・負債との差額である一時差異について税効果会計を適用し、繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しております。

② 主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性につきましては、将来の合理的な見積可能期間における業績予測に基づく課税所得の見積額を限度として、当該期間における一時差異等のスケジューリングの結果に基づき判断しております。

また、業績予測の主要な仮定は販売台数及び販売単価であります。販売台数予測につきましては、当社グループにおける想定市場シェア率を考慮して作成しております。

次期(2026年3月期)の市場環境につきましては、パチンコ市場においては、スマートパチンコ機の普及が進むことが見込まれるものの、稼働状況は依然として厳しい状況が継続すると予想されるため、販売市場は横ばいで推移すると見込んでおります。また、パチスロ市場においても、稼働状況は概ね堅調に推移しておりますが、スマートパチスロ機の普及により入替需要が一巡することが想定されるため、販売市場は横ばいで推移すると見込んでおります。

なお、パチンコ機・パチスロ機ともに、新たなゲーム性を有した商品の登場が決定しており、これらゲーム性の拡充により需要が喚起され、販売台数に影響を与える可能性も想定されます。

このような状況の中、当社グループでは、パチンコ機・パチスロ機関連事業において、引き続きスマート遊技機の開発を推進するとともに、新たなゲーム性を有した商品開発にも積極的に取り組み、パチンコ市場においては、継続してトップシェアの獲得に邁進し、パチスロ市場においても、トップグループの一角としての地位を確固たるものにすべく、両事業において機種ラインナップの充実を見込んでおります。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

期末時点で入手可能な情報及び仮定を基に業績予測に基づく課税所得を見積もっておりますが、業績予測に係る判断は将来における市場の動向その他の要因により影響を受け、これらの状況に変化があり繰延税金資産の回収可能性を見込めない場合には、翌連結会計年度の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「受取手形」に含めていた「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「受取手形」に表示していた12,954百万円は、「受取手形」6,597百万円、「電子記録債権」6,357百万円として組み替えております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取ロイヤリティー」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた320百万円は、「受取ロイヤリティー」127百万円、「その他」192百万円として組み替えております。

(追加情報)

(役員向け株式給付信託)

当社は、2023年6月29日開催の第58回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）、執行役員（国内非居住者を除く。）及び当社子会社（以下、「子会社」という。）の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入していましたが、2024年6月27日開催の第59回定時株主総会において定款の変更が決議されたことによる監査等委員会設置会社への移行に伴い、対象者を当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）、執行役員（国内非居住者を除く。）及び子会社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下、併せて「当社等の取締役等」という。）に変更するとともに、本制度における報酬等の額及び内容等を改めて設定しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じております。

1 取引の概要

本制度は、当社等の取締役等の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する役員向け株式給付信託（以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社及び子会社の取締役会で定める株式給付規程に基づいて、当社等の取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を、本信託を通じて、当社等の取締役等に給付する株式報酬制度であります。

なお、当社等の取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当社等の取締役等の退任時としております。

2 信託に残存する自社の株式

本信託に残存する当社株式を本信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は1,515百万円、株式数は1,320,000株であります。

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
投資有価証券（株式）	192百万円	192百万円

※2 期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、前連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が、前連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
受取手形	1,465百万円	—
電子記録債権	107百万円	—

※3 圧縮記帳額

国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
圧縮記帳額	40百万円	40百万円
（うち、建物及び構築物）	2百万円	2百万円
（うち、機械装置及び運搬具）	37百万円	37百万円

（連結損益計算書関係）

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
販売手数料	9,373百万円	4,956百万円
広告宣伝費	2,413百万円	2,695百万円
給与手当	3,542百万円	4,094百万円
賞与引当金繰入額	409百万円	407百万円
退職給付費用	161百万円	196百万円
株式給付引当金繰入額	344百万円	397百万円
株主優待引当金繰入額	162百万円	154百万円
貸倒引当金繰入額	12百万円	△20百万円
研究開発費	15,296百万円	18,459百万円

※3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
一般管理費	15,296百万円	18,459百万円

※4 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物及び構築物	—	1百万円
機械装置及び運搬具	8百万円	—
合計	8百万円	1百万円

※5 固定資産売却損の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
土地	7百万円	—

※6 固定資産廃棄損の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物及び構築物	—	1百万円
機械装置及び運搬具	7百万円	—
工具、器具及び備品	96百万円	9百万円
合計	103百万円	10百万円

※7 減損損失

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
群馬県桐生市	処分予定資産	建物及び構築物	13百万円
		土地	100百万円

当社グループは、事業用資産については管理会計上の事業ごとに、処分予定資産については個別物件ごとに資産のグルーピングを行っております。

境野寮(群馬県桐生市)の資産については、当連結会計年度において売却の意思決定を行ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、売却予定価額を基に算定しております。

また、当該資産については、第3四半期連結会計期間において売却が完了しております。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	△1,480百万円	△445百万円
組替調整額	△2,196百万円	△539百万円
法人税等及び税効果調整前	△3,676百万円	△984百万円
法人税等及び税効果額	1,125百万円	268百万円
その他有価証券評価差額金	△2,551百万円	△716百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	△19百万円	△39百万円
組替調整額	17百万円	18百万円
法人税等及び税効果調整前	△2百万円	△20百万円
法人税等及び税効果額	0百万円	6百万円
退職給付に係る調整額	△1百万円	△14百万円
その他の包括利益合計	△2,552百万円	△730百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 発行済株式及び自己株式に関する事項

	株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式(株)	普通株式	66,339,100	208,000,000	14,339,100	260,000,000
自己株式(株)	普通株式	8,275,662	47,014,943	14,638,750	40,651,855

(注) 1 当社は、2024年3月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。

2 自己株式の当連結会計年度末には、役員向け株式給付信託が保有する当社株式1,350,000株が含まれております。

(変動事由の概要)

- 普通株式の発行済株式数の増加の内訳は次のとおりであります。
株式分割による増加 208,000,000株
- 普通株式の発行済株式数の減少の内訳は次のとおりであります。
自己株式の消却による減少(分割前) 14,339,100株
- 普通株式の自己株式数の増加の内訳は次のとおりであります。
株式分割による増加 29,284,588株
取締役会決議による自己株式の取得(分割前) 13,413,200株
取締役会決議による自己株式の取得(分割後) 4,046,000株
株式給付信託が保有する当社株式取得による増加(分割前) 270,000株
単元未満株式の買取りによる取得(分割前) 1,035株
単元未満株式の買取りによる取得(分割後) 120株
- 普通株式の自己株式数の減少の内訳は次のとおりであります。
自己株式の消却による減少(分割前) 14,339,100株
株式給付信託への第三者割当による自己株式処分の減少(分割前) 270,000株
ストック・オプションの権利行使による減少(分割前) 29,600株
単元未満株式の買増請求による売渡し(分割前) 50株

2 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高 (百万円)
			当連結 会計年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	1,716

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	5,225	90.00	2023年3月31日	2023年6月30日
2023年11月7日 取締役会	普通株式	8,121	150.00	2023年9月30日	2023年12月1日

(注) 1 2023年11月7日取締役会決議による配当金の総額には、役員向け株式給付信託が保有する当社株式に対する配当金40百万円が含まれております。

2 当社は、2024年3月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、1株当たり配当額は、当該株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	11,034	50.00	2024年3月31日	2024年6月28日

(注) 2024年6月27日定時株主総会による配当金の総額には、役員向け株式給付信託が保有する当社株式に対する配当金67百万円が含まれております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 発行済株式及び自己株式に関する事項

	株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式(株)	普通株式	260,000,000	—	—	260,000,000
自己株式(株)	普通株式	40,651,855	216	261,000	40,391,071

(注) 自己株式の当連結会計年度期首及び当連結会計年度末には、役員向け株式給付信託が保有する当社株式がそれぞれ、1,350,000株、1,320,000株含まれております。

(変動事由の概要)

- 普通株式の自己株式数の増加の内訳は次のとおりであります。
単元未満株式の買取りによる取得 216株
- 普通株式の自己株式数の減少の内訳は次のとおりであります。
ストック・オプションの権利行使による減少 231,000株
株式給付信託から取締役への給付による減少 30,000株

2 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高 (百万円)
			当連結 会計年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	1,590

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	11,034	50.00	2024年3月31日	2024年6月28日
2024年11月7日 取締役会	普通株式	8,837	40.00	2024年9月30日	2024年12月2日

(注) 1 2024年6月27日定時株主総会による配当金の総額には、役員向け株式給付信託が保有する当社株式に対する配当金67百万円が含まれております。

2 2024年11月7日取締役会決議による配当金の総額には、役員向け株式給付信託が保有する当社株式に対する配当金52百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	13,255	60.00	2025年3月31日	2025年6月30日

(注) 2025年6月27日定時株主総会による配当金の総額には、役員向け株式給付信託が保有する当社株式に対する配当金79百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金勘定	130,441百万円	180,064百万円
有価証券勘定	74,999百万円	59,985百万円
現金及び現金同等物	205,440百万円	240,050百万円

(リース取引関係)

1 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年内	9百万円	12百万円
1年超	21百万円	27百万円
合計	31百万円	40百万円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、安全性の高い金融資産に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金並びに電子記録債権には、顧客の信用リスクが存在しております。当該リスクに関しては債権管理規程に従い、与信管理を行うとともに取引先ごとの財政状態を把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券は市場価格の変動リスクが存在しておりますが、すべての有価証券及び投資有価証券について定期的に時価の把握を行っております。なお、その他有価証券については主に業務上の関係を有する企業の株式であり、債券については一時的な余資運用の債券であります。

営業債務である支払手形及び買掛金は一年以内の支払期日であります。また、これらの営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクが存在しますが、当社グループでは、各社が毎月資金繰計画を策定し、そのリスクを回避しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 受取手形	6,597		
貸倒引当金(注2)	△2		
	6,594	6,547	△47
(2) 電子記録債権	6,357		
貸倒引当金(注2)	△1		
	6,356	6,356	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	74,999	74,994	△5
その他有価証券	6,329	6,329	—
資産計	94,279	94,226	△52

(注1) 「現金及び預金」、「売掛金」及び「支払手形及び買掛金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 「受取手形」及び「電子記録債権」については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注3) 市場価格のない株式等は、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度（百万円）
非上場株式	271

(注4) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)
(1) 現金及び預金	130,441	—
(2) 受取手形	5,756	840
(3) 売掛金	10,395	—
(4) 電子記録債権	6,357	—
(5) 有価証券及び投資有価証券		
満期保有目的の債券（短期社債）	15,000	—
満期保有目的の債券（合同運用指定金銭信託）	60,000	—

当連結会計年度（2025年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 受取手形	5,662		
貸倒引当金(注2)	△2		
	5,660	5,629	△31
(2) 電子記録債権	6,400		
貸倒引当金(注2)	△2		
	6,397	6,371	△26
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	59,985	59,980	△5
その他有価証券	5,081	5,081	—
資産計	77,125	77,062	△63

(注1) 「現金及び預金」、「売掛金」及び「支払手形及び買掛金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 「受取手形」及び「電子記録債権」については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注3) 市場価格のない株式等は、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	268

(注4) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)
(1) 現金及び預金	180,064	—
(2) 受取手形	5,162	500
(3) 売掛金	10,331	—
(4) 電子記録債権	5,992	408
(5) 有価証券及び投資有価証券		
満期保有目的の債券（短期社債）	20,000	—
満期保有目的の債券（合同運用指定金銭信託）	40,000	—

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券				
株式	6,329	—	—	6,329
資産計	6,329	—	—	6,329

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券				
株式	5,081	—	—	5,081
資産計	5,081	—	—	5,081

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形	—	6,547	—	6,547
電子記録債権	—	6,356	—	6,356
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
短期社債	—	14,994	—	14,994
合同運用指定金銭信託	—	60,000	—	60,000
資産計	—	87,897	—	87,897

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形	—	5,629	—	5,629
電子記録債権	—	6,371	—	6,371
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
短期社債	—	19,980	—	19,980
合同運用指定金銭信託	—	40,000	—	40,000
資産計	—	71,980	—	71,980

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

短期社債及び合同運用指定金銭信託は取引金融機関から提示された価格によっており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

受取手形及び電子記録債権

受取手形及び電子記録債権の時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (2024年 3月31日)

区分	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
① 短期社債	14,999	14,994	△5
② 合同運用指定金銭信託	60,000	60,000	—
合計	74,999	74,994	△5

当連結会計年度 (2025年 3月31日)

区分	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
① 短期社債	4,998	4,999	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
① 短期社債	14,986	14,981	△5
② 合同運用指定金銭信託	40,000	40,000	—
合計	59,985	59,980	△5

2 その他有価証券

前連結会計年度 (2024年 3月31日)

区分	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
① 株式	6,329	1,658	4,671
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	—	—	—
合計	6,329	1,658	4,671

当連結会計年度 (2025年 3月31日)

区分	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
① 株式	5,081	1,394	3,686
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	—	—	—
合計	5,081	1,394	3,686

3 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	3,356	2,196	—
合計	3,356	2,196	—

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	806	539	—
合計	806	539	—

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。

なお、連結子会社の退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	4,671百万円	4,809百万円
勤務費用	230百万円	233百万円
利息費用	28百万円	28百万円
数理計算上の差異の発生額	24百万円	48百万円
退職給付の支払額	△145百万円	△245百万円
退職給付債務の期末残高	4,809百万円	4,874百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

該当事項はありません。

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	295百万円	319百万円
退職給付費用	31百万円	106百万円
退職給付の支払額	△7百万円	△46百万円
退職給付に係る負債の期末残高	319百万円	379百万円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	5,128百万円	5,254百万円
連結貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	5,128百万円	5,254百万円
退職給付に係る負債	5,128百万円	5,254百万円
連結貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	5,128百万円	5,254百万円

(注) 簡便法を適用した制度を含んでおります。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	230百万円	233百万円
利息費用	28百万円	28百万円
数理計算上の差異の費用処理額	22百万円	28百万円
簡便法で計算した退職給付費用	31百万円	106百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	312百万円	397百万円

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
数理計算上の差異	△2百万円	△20百万円
合計	△2百万円	△20百万円

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
未認識数理計算上の差異	46百万円	67百万円
合計	46百万円	67百万円

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	0.6%	0.6%
予想昇給率	1.3%～5.2%	1.3%～5.2%

(ストック・オプション等関係)

1 権利不行使による失効により利益として計上した金額

前連結会計年度	当連結会計年度
42百万円	—

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2014年7月4日	2015年7月3日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社執行役員8名 当社子会社取締役11名	当社取締役3名 当社執行役員12名 当社子会社取締役12名
株式の種類及び付与数	普通株式 435,500株	普通株式 424,000株
付与日	2014年7月22日	2015年7月23日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2014年7月23日から2064年7月22日まで ただし、新株予約権者は、上記の期間内であることに加え、当社及び当社の関係会社の取締役、監査役及び執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとし、その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。	2015年7月24日から2065年7月23日まで ただし、新株予約権者は、上記の期間内であることに加え、当社及び当社の関係会社の取締役、監査役及び執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとし、その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2016年7月5日	2017年7月5日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社執行役員11名 当社子会社取締役14名	当社取締役3名 当社執行役員11名 当社子会社取締役14名
株式の種類及び付与数	普通株式 491,500株	普通株式 484,500株
付与日	2016年7月21日	2017年7月21日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2016年7月22日から2066年7月21日まで ただし、新株予約権者は、上記の期間内であることに加え、当社及び当社の関係会社の取締役、監査役及び執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとし、その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。	2017年7月22日から2067年7月21日まで ただし、新株予約権者は、上記の期間内であることに加え、当社及び当社の関係会社の取締役、監査役及び執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとし、その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2018年 7 月 4 日	2019年 7 月 4 日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3 名 当社執行役員11名 当社子会社取締役17名	当社取締役 3 名 当社執行役員11名 当社子会社取締役17名
株式の種類及び付与数	普通株式 391, 000株	普通株式 413, 500株
付与日	2018年 7 月20日	2019年 7 月19日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2018年 7 月21日から2068年 7 月20日まで ただし、新株予約権者は、上記の期間内であることに加え、当社及び当社の関係会社の取締役、監査役及び執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとし、その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。	2019年 7 月20日から2069年 7 月19日まで ただし、新株予約権者は、上記の期間内であることに加え、当社及び当社の関係会社の取締役、監査役及び執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとし、その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2020年 7 月 2 日	2021年 7 月 5 日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4 名 当社執行役員11名 当社子会社取締役11名	当社取締役 3 名 当社執行役員10名 当社子会社取締役 8 名
株式の種類及び付与数	普通株式 599, 000株	普通株式 471, 000株
付与日	2020年 7 月17日	2021年 7 月21日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年 7 月18日から2070年 7 月17日まで ただし、新株予約権者は、上記の期間内であることに加え、当社及び当社の関係会社の取締役、監査役及び執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとし、その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。	2021年 7 月22日から2071年 7 月21日まで ただし、新株予約権者は、上記の期間内であることに加え、当社及び当社の関係会社の取締役、監査役及び執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとし、その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

会社名	提出会社
決議年月日	2022年7月5日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社執行役員14名 当社子会社取締役6名
株式の種類及び付与数	普通株式 432,000株
付与日	2022年7月21日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年7月22日から2072年7月21日まで ただし、新株予約権者は、上記の期間内であることに加え、当社及び当社の関係会社の取締役、監査役及び執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとし、その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

(注) 当社は、2024年3月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。
そのため、目的となる株式の数を調整しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2025年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2014年 7月4日	2015年 7月3日	2016年 7月5日	2017年 7月5日	2018年 7月4日	2019年 7月4日
権利確定前(株)						
前連結会計年度末	—	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—	—
権利確定後(株)						
前連結会計年度末	301,500	290,000	339,500	339,500	274,000	288,500
権利確定	—	—	—	—	—	—
権利行使	16,500	18,500	22,500	22,500	23,500	24,500
失効	—	—	—	—	—	—
未行使残	285,000	271,500	317,000	317,000	250,500	264,000

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2020年 7月2日	2021年 7月5日	2022年 7月5日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	446,000	405,500	400,000
権利確定	—	—	—
権利行使	38,500	37,000	27,500
失効	—	—	—
未行使残	407,500	368,500	372,500

(注) 当社は、2024年3月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。
そのため、上記は分割を反映した数値を記載しております。

② 単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2014年 7月4日	2015年 7月3日	2016年 7月5日	2017年 7月5日	2018年 7月4日	2019年 7月4日
権利行使価格(円)	1	1	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	1,845	1,845	1,845	1,845	1,845	1,845
付与日における 公正な評価単価(円)	591	693	565	526	701	608

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2020年 7月2日	2021年 7月5日	2022年 7月5日
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	1,845	1,845	1,845
付与日における 公正な評価単価(円)	398	372	677

(注) 当社は、2024年3月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。
そのため、上記は分割を反映した価格を記載しております。

3 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	637百万円	816百万円
棚卸資産未実現利益	11百万円	96百万円
賞与引当金	259百万円	266百万円
貸倒引当金	19百万円	11百万円
退職給付に係る負債	1,569百万円	1,655百万円
減価償却費	3,569百万円	4,376百万円
固定資産未実現利益	39百万円	36百万円
研究開発費	9百万円	12百万円
減損損失	62百万円	60百万円
投資有価証券評価損	4百万円	5百万円
長期未払金	681百万円	690百万円
新株予約権	518百万円	494百万円
繰延資産	102百万円	183百万円
その他	326百万円	418百万円
繰延税金資産小計	7,813百万円	9,124百万円
評価性引当額	△178百万円	△197百万円
繰延税金資産合計	7,634百万円	8,927百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△1,430百万円	△1,162百万円
その他	△8百万円	△24百万円
繰延税金負債合計	△1,438百万円	△1,186百万円
繰延税金資産の純額	6,195百万円	7,740百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	0.1%
住民税均等割	0.1%	0.1%
試験研究費等に係る税額控除	△1.9%	△2.3%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	—	△0.2%
その他	△0.4%	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.5%	28.0%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)が101百万円増加し、法人税等調整額が134百万円、その他有価証券評価差額金が33百万円それぞれ減少しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得より13年から21年と見積り、割引率は0.0%から1.7%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
期首残高	75百万円	76百万円
時の経過による調整額	0百万円	0百万円
期末残高	76百万円	76百万円

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	パチンコ機 関連事業	パチスロ機 関連事業	補給機器 関連事業	計		
一時点で移転される財	147,042	32,143	19,497	198,683	182	198,866
一定の期間にわたり 移転される財	—	—	—	—	—	—
顧客との契約から 生じる収益	147,042	32,143	19,497	198,683	182	198,866
その他の収益	—	—	—	—	233	233
外部顧客への売上高	147,042	32,143	19,497	198,683	416	199,099

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸、一般成形部品販売等の事業であります。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	パチンコ機 関連事業	パチスロ機 関連事業	補給機器 関連事業	計		
一時点で移転される財	107,725	63,462	20,161	191,349	230	191,579
一定の期間にわたり 移転される財	—	—	—	—	—	—
顧客との契約から 生じる収益	107,725	63,462	20,161	191,349	230	191,579
その他の収益	—	—	—	—	242	242
外部顧客への売上高	107,725	63,462	20,161	191,349	472	191,821

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸、一般成形部品販売等の事業であります。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の内容と同一であります。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社グループの契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約及び特許権の使用量に基づくロイヤリティについては、注記の対象に含めておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、パチンコ遊技機・パチスロ遊技機の製造・販売、パチンコ・パチスロ補給装置等の設置・販売を主力事業として展開していることから、「パチンコ機関連事業」、「パチスロ機関連事業」、「補給機器関連事業」の3つを報告セグメントとしております。

「パチンコ機関連事業」は、パチンコ機、パチンコ機ゲージ盤、関連部品の製造・販売及び関連ロイヤリティー事業、「パチスロ機関連事業」は、パチスロ機、関連部品の製造・販売及び関連ロイヤリティー事業、「補給機器関連事業」は、パチンコ・パチスロ補給装置、カードシステム機器、ホール設備周辺機器の設置・販売及び関連ロイヤリティー事業を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	パチンコ機 関連事業	パチスロ機 関連事業	補給機器 関連事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	147,042	32,143	19,497	198,683	416	199,099	—	199,099
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	147,042	32,143	19,497	198,683	416	199,099	—	199,099
セグメント利益	61,165	15,289	1,582	78,038	159	78,197	△5,701	72,495
セグメント資産	165,979	24,492	8,079	198,551	2,474	201,026	91,092	292,119
その他の項目								
減価償却費	2,622	188	12	2,824	24	2,848	67	2,916
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	2,675	229	52	2,957	14	2,972	52	3,024

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸、一般成形部品販売等の事業であります。

2 調整額は以下のとおりであります。

(1)セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに帰属しない提出会社の管理部門に係る一般管理費であります。

(2)セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに帰属しない全社資産であります。その主なものは、提出会社の余資運用資金（有価証券）、長期投資資産（投資有価証券）及び管理部門に係る資産等であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4 「減価償却費」及び「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」には長期前払費用の償却費及び増加額が含まれております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	パチンコ機 関連事業	パチスロ機 関連事業	補給機器 関連事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	107,725	63,462	20,161	191,349	472	191,821	—	191,821
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	107,725	63,462	20,161	191,349	472	191,821	—	191,821
セグメント利益	43,815	35,686	1,463	80,966	181	81,147	△7,542	73,605
セグメント資産	186,312	62,537	8,451	257,302	2,778	260,080	76,628	336,709
その他の項目								
減価償却費	2,428	204	18	2,651	27	2,679	121	2,800
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	2,890	407	53	3,351	14	3,365	639	4,005

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸、一般成形部品販売等の事業であります。

2 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに帰属しない提出会社の管理部門に係る一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに帰属しない全社資産であります。その主なものは、提出会社の余資運用資金（有価証券）、長期投資資産（投資有価証券）及び管理部門に係る資産等であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4 「減価償却費」及び「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」には長期前払費用の償却費及び増加額が含まれております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	全社・消去 (注)	合計
	パチンコ機 関連事業	パチスロ機 関連事業	補給機器 関連事業	計			
減損損失	—	—	—	—	—	113	113

（注）「全社・消去」の金額は報告セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社（当 該会社の子 会社を含む）	(株)マーフコーポレーション (注) 1	東京都港区	90	有価証券の 保有及び 運用業務	—	事務所の 賃借 役員の兼任 2名	賃借料の 支払 (注) 2	677	前払費用 敷金保証金	66 722
	(株)吉井カントリークラブ (注) 3	群馬県高崎市	1	ゴルフ場の 運営	—	株主優待券 の使用提携 役員の兼任 1名	株主優待券 の使用に係る 負担 (注) 4	184	未払金	13

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 当社取締役会長毒島秀行が議決権の100%を直接所有しております。
- 2 賃借料の支払については、近隣の取引実勢等に基づいて、賃借料金額を決定しております。
- 3 当社取締役会長毒島秀行が議決権の100%を間接所有しております。
- 4 株主優待券の使用に係る負担については、当社の株主優待制度の取り決めにに基づき決定しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社（当 該会社の子 会社を含む）	(株)マーフコーポレーション (注) 1	東京都港区	90	有価証券の 保有及び 運用業務	(被所有) 直接 1. 81	事務所の 賃借 役員の兼任 2名	賃借料の 支払 (注) 2	761	前払費用 敷金保証金	66 722
	(株)吉井カントリークラブ (注) 3	群馬県高崎市	1	ゴルフ場の 運営	—	株主優待券 の使用提携 役員の兼任 1名	株主優待券 の使用に係る 負担 (注) 4	181	未払金	12

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 当社取締役会長毒島秀行が議決権の100%を直接所有しております。
- 2 賃借料の支払については、近隣の取引実勢等に基づいて、賃借料金額を決定しております。
- 3 当社取締役会長毒島秀行が議決権の100%を間接所有しております。
- 4 株主優待券の使用に係る負担については、当社の株主優待制度の取り決めにに基づき決定しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	1,139.12円	1,290.54円
1株当たり当期純利益	203.81円	245.93円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	201.43円	242.71円

(注) 1 当社は、2024年3月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。そのため、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

2 当社は、前連結会計年度より役員向け株式給付信託を導入しており、これに伴い役員向け株式給付信託が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

なお、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、前連結会計年度において1,350,000株、当連結会計年度において1,320,000株であり、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前連結会計年度において818,852株、当連結会計年度において1,327,397株であります。

3 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	53,791	53,992
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	53,791	53,992
普通株式の期中平均株式数 (株)	263,924,503	219,541,528
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (株)	3,128,098	2,912,763
(うち新株予約権 (株))	(3,128,098)	(2,912,763)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

4 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	251,579	285,004
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	1,716	1,590
(うち新株予約権 (百万円))	(1,716)	(1,590)
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	249,863	283,414
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	219,348,145	219,608,929

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2025年5月12日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第38条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議いたしました。

1 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び株主への一層の利益還元を目的とした自己株式の取得を行うものであります。

2 取得に係る事項の内容

(1) 取得する株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	30,000,000株(上限)
(3) 株式の取得価額の総額	60,000百万円(上限)
(4) 取得期間	2025年5月13日～2026年3月31日
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付け

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高 (百万円)	90,729	191,821
税金等調整前 中間 (当期) 純利益 (百万円)	36,626	75,003
親会社株主に帰属する 中間 (当期) 純利益 (百万円)	26,235	53,992
1株当たり 中間 (当期) 純利益 (円)	119.54	245.93

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年 3 月31 日)	当事業年度 (2025年 3 月31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	103,363	158,518
受取手形	※3 3,704	4,760
売掛金	※1 8,699	※1 9,348
電子記録債権	※3 1,426	5,509
有価証券	74,999	59,985
商品及び製品	385	2,417
仕掛品	705	133
原材料及び貯蔵品	10,475	10,424
前渡金	213	264
前払費用	※1 1,285	※1 1,548
有償支給未収入金	※1 5,578	※1 12,214
その他	※1 226	※1 220
貸倒引当金	△15	△15
流動資産合計	211,047	265,330
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,515	4,950
構築物	57	53
機械及び装置	576	576
運搬具	16	10
工具、器具及び備品	2,592	3,064
土地	16,573	16,461
建設仮勘定	162	105
有形固定資産合計	24,493	25,224
無形固定資産		
ソフトウェア	132	277
電話加入権	33	33
無形固定資産合計	165	310
投資その他の資産		
投資有価証券	6,408	5,157
関係会社株式	2,972	2,972
出資金	12	273
長期貸付金	50	24
破産更生債権等	51	22
長期前払費用	31	16
繰延税金資産	4,510	5,867
その他	※1 942	※1 946
貸倒引当金	△48	△22
投資その他の資産合計	14,931	15,257
固定資産合計	39,591	40,793
資産合計	250,639	306,123

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※1 7,631	※1 14,196
未払金	※1 5,709	※1 6,642
未払費用	269	259
未払法人税等	4,543	14,051
契約負債	3	5
預り金	※1 1,112	※1 363
前受収益	※1 69	※1 72
賞与引当金	759	781
株主優待引当金	162	154
その他	-	※1 63
流動負債合計	20,260	36,590
固定負債		
株式給付引当金	478	916
退職給付引当金	4,762	4,807
資産除去債務	76	76
長期預り保証金	※1 1,125	※1 1,132
その他	2,283	2,364
固定負債合計	8,727	9,297
負債合計	28,987	45,887
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,840	14,840
資本剰余金		
資本準備金	23,750	23,750
資本剰余金合計	23,750	23,750
利益剰余金		
利益準備金	2,555	2,555
その他利益剰余金		
別途積立金	201,501	201,501
繰越利益剰余金	22,733	61,849
利益剰余金合計	226,791	265,906
自己株式	△48,686	△48,375
株主資本合計	216,694	256,120
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,240	2,524
評価・換算差額等合計	3,240	2,524
新株予約権	1,716	1,590
純資産合計	221,651	260,235
負債純資産合計	250,639	306,123

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
売上高	※1 161,597	※1 179,338
売上原価	※1 90,280	※1 84,757
売上総利益	71,317	94,581
販売費及び一般管理費	※1, ※2 24,744	※1, ※2 30,775
営業利益	46,572	63,806
営業外収益		
受取配当金	※1 10,405	※1 12,413
その他	※1 401	※1 552
営業外収益合計	10,806	12,965
営業外費用	23	8
経常利益	57,356	76,763
特別利益		
固定資産売却益	8	1
投資有価証券売却益	2,196	539
特別利益合計	2,205	540
特別損失		
固定資産廃棄損	102	10
固定資産売却損	7	-
減損損失	-	113
特別損失合計	110	124
税引前当期純利益	59,451	77,179
法人税、住民税及び事業税	13,485	19,130
法人税等調整額	101	△1,088
法人税等合計	13,587	18,041
当期純利益	45,863	59,138

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	14,840	23,750	-	23,750	2,555	201,501	67,581	271,638
当期変動額								
剰余金の配当							△13,346	△13,346
当期純利益							45,863	45,863
自己株式の取得								
株式給付信託による自己株式の取得								
自己株式の処分			559	559				
株式給付信託による自己株式の処分								
自己株式の消却			△559	△559			△77,364	△77,364
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	△44,847	△44,847
当期末残高	14,840	23,750	-	23,750	2,555	201,501	22,733	226,791

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△29,602	280,626	5,791	5,791	1,839	288,257
当期変動額						
剰余金の配当		△13,346				△13,346
当期純利益		45,863				45,863
自己株式の取得	△96,529	△96,529				△96,529
株式給付信託による自己株式の取得	△1,550	△1,550				△1,550
自己株式の処分	1,071	1,630				1,630
株式給付信託による自己株式の処分		-				-
自己株式の消却	77,923	-				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△2,551	△2,551	△123	△2,674
当期変動額合計	△19,084	△63,931	△2,551	△2,551	△123	△66,605
当期末残高	△48,686	216,694	3,240	3,240	1,716	221,651

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	14,840	23,750	-	23,750	2,555	201,501	22,733	226,791
当期変動額								
剰余金の配当							△19,872	△19,872
当期純利益							59,138	59,138
自己株式の取得								
株式給付信託による自己株式の取得								
自己株式の処分							△150	△150
株式給付信託による自己株式の処分								
自己株式の消却								
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	39,115	39,115
当期末残高	14,840	23,750	-	23,750	2,555	201,501	61,849	265,906

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△48,686	216,694	3,240	3,240	1,716	221,651
当期変動額						
剰余金の配当		△19,872				△19,872
当期純利益		59,138				59,138
自己株式の取得	△0	△0				△0
株式給付信託による自己株式の取得		-				-
自己株式の処分	276	126				126
株式給付信託による自己株式の処分	34	34				34
自己株式の消却		-				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△716	△716	△126	△842
当期変動額合計	310	39,426	△716	△716	△126	38,584
当期末残高	△48,375	256,120	2,524	2,524	1,590	260,235

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

③ その他有価証券

市場価格のない株式以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

① 商品・製品・原材料

総平均法

② 仕掛品・貯蔵品

個別原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によっており、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個々の債権について回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度から費用処理しております。

(4) 株主優待引当金

将来の株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、当事業年度末において翌事業年度に発生すると見込まれる額を計上しております。

(5) 株式給付引当金

株式給付規程に基づく取締役及び執行役員に対する将来の当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、取引の対価については、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しているため、重大な金融要素は含まれておりません。

(1) 製品・商品に係る収益

製品・商品の販売に係る収益については、主にパチンコ機・パチスロ機の販売が含まれ、検収時点において、顧客が当該製品・商品に対する支配を獲得、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

なお、リユース機の販売については、顧客からの下取り機の回収の費用を売上高から控除し、純額で収益を認識しております。

その他、一部返品権付きのパチンコ機・パチスロ機については、過去の返品実績等から算定した見積り金額を収益から控除しております。

(2) 工事契約に係る収益

工事契約に係る収益については、主にパーラーの補給設備等の設置・改装工事の請負が含まれ、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法（原価比例法）によっております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(3) ロイヤリティ収入

ロイヤリティ収入については、当社が保有するパチンコ機・パチスロ機の特許権等の対価をパテントプールにより得ており、有効権利評価委員会の評価に基づき、会員及び第三者が販売したパチンコ機・パチスロ機の数量報告から算出し、その発生時点で収益を認識しております。

(4) 開発契約に係る収益

開発契約に係る収益については、パチンコ機・パチスロ機開発の請負が含まれ、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法（原価比例法）によっております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない場合、発生した費用のうち回収することが見込まれる部分についてのみ、原価回収基準にて収益を認識しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(重要な会計上の見積り)

1 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	4,510	5,867

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）1 繰延税金資産の回収可能性」の内容と同一であります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「受取手形」に含めていた「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「受取手形」に表示していた5,130百万円は、「受取手形」3,704百万円、「電子記録債権」1,426百万円として組み替えております。

(追加情報)

連結財務諸表「注記事項（追加情報）（役員向け株式給付信託）」に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
短期金銭債権	7,643百万円	5,151百万円
長期金銭債権	64百万円	59百万円
短期金銭債務	2,344百万円	3,633百万円
長期金銭債務	168百万円	168百万円

※2 保証債務

当社は連結子会社である株式会社ジェイビーからパチンコパーラーへの遊技機販売を代行する際に、その遊技機代金について保証を行っております。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
取引先886件	2,199百万円	—

※3 期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、前事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が、前事業年度末残高に含まれております。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
受取手形	642百万円	—
電子記録債権	107百万円	—

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	54,614百万円	24,562百万円
仕入高	13,627百万円	12,759百万円
その他の営業取引高	2,799百万円	3,405百万円
営業取引以外の取引高	10,169百万円	12,149百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
販売手数料	1,300百万円	2,052百万円
広告宣伝費	2,413百万円	2,695百万円
給与手当	3,449百万円	4,042百万円
賞与引当金繰入額	396百万円	399百万円
退職給付費用	156百万円	178百万円
株式給付引当金繰入額	334百万円	390百万円
貸倒引当金繰入額	11百万円	△24百万円
減価償却費	146百万円	235百万円
株主優待引当金繰入額	162百万円	154百万円
研究開発費	10,959百万円	14,019百万円

おおよその割合

販売費	40%	39%
一般管理費	60%	61%

(有価証券関係)

前事業年度 (2024年 3 月31日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	2,822
関連会社株式	150
合計	2,972

当事業年度 (2025年 3 月31日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	2,822
関連会社株式	150
合計	2,972

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	370百万円	688百万円
賞与引当金	232百万円	239百万円
貸倒引当金	19百万円	11百万円
退職給付引当金	1,458百万円	1,515百万円
減価償却費	2,362百万円	2,972百万円
長期末払金	679百万円	687百万円
新株予約権	505百万円	482百万円
減損損失	62百万円	60百万円
繰延資産	102百万円	183百万円
その他	334百万円	408百万円
繰延税金資産小計	6,128百万円	7,250百万円
評価性引当額	△178百万円	△197百万円
繰延税金資産合計	5,949百万円	7,053百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△1,430百万円	△1,162百万円
その他	△8百万円	△24百万円
繰延税金負債合計	△1,438百万円	△1,186百万円
繰延税金資産の純額	4,510百万円	5,867百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.2%	△4.8%
住民税均等割	0.1%	0.1%
試験研究費等に係る税額控除	△2.5%	△2.2%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	—	△0.2%
その他	△0.2%	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.9%	23.4%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)が92百万円増加し、法人税等調整額が125百万円、その他有価証券評価差額金が33百万円それぞれ減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「(重要な会計方針) 4 収益及び費用の計上

基準」に記載の内容と同一であります。

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2025年5月12日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第38条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議いたしました。

1 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び株主への一層の利益還元を目的とした自己株式の取得を行うものであります。

2 取得に係る事項の内容

(1) 取得する株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	30,000,000株（上限）
(3) 株式の取得価額の総額	60,000百万円（上限）
(4) 取得期間	2025年5月13日～2026年3月31日
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付け

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	10,638	732	133 (13)	257	11,237	6,286
	構築物	666	1	15	5	652	598
	機械及び装置	4,414	168	357	166	4,225	3,648
	運搬具	56	—	10	5	45	35
	工具、器具及び備品	12,366	2,576	1,962	2,095	12,980	9,915
	土地	16,573	—	112 (100)	—	16,461	—
	建設仮勘定	162	105	162	—	105	—
	計	44,879	3,584	2,754 (113)	2,530	45,709	20,485
無形固定資産	ソフトウェア	—	—	—	69	385	108
	電話加入権	—	—	—	—	33	—
	計	—	—	—	69	418	108

(注) 1 工具、器具及び備品の当期増加額及び減少額の主なものは次のとおりであります。

増加 新機種開発用金型の取得 2,203百万円

減少 開発用金型の廃棄 1,762百万円

2 当期減少額の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

3 無形固定資産については、総資産額の1%以下のため「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

4 当期首残高及び当期末残高について、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	64	18	44	38
賞与引当金	759	781	759	781
株主優待引当金	162	154	162	154
株式給付引当金	478	471	34	916

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 及び買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
買増受付停止期間	当社基準日の10営業日前から基準日に至るまで
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。但し、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 電子公告掲載URL https://www.sankyo-fever.co.jp/koukoku.html
株主に対する特典	- 株主優待制度の内容 ゴルフ場「吉井カントリークラブ」(群馬県高崎市)でご利用いただける優待券を年2回贈呈いたします。 - 対象株主 毎年3月31日及び9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主 - 株主優待券の贈呈基準及び優待内容 保有期間1年未満の場合 500株以上5,000株未満 平日10,000円、土日祝日5,000円割引券を1枚 5,000株以上10,000株未満 平日10,000円、土日祝日5,000円割引券を2枚 10,000株以上 平日10,000円、土日祝日5,000円割引券を4枚 保有期間1年以上の場合 500株以上5,000株未満 平日10,000円、土日祝日5,000円割引券を2枚 5,000株以上 全日プレーフィー無料券を5,000株につき1枚(上限10枚) - 発送日及び有効期間 3月31日現在の株主 6月下旬発送、翌年の2月末まで 9月30日現在の株主 12月初旬発送、翌年の8月末まで

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第59期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）2024年6月28日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年6月28日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

第60期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）2024年11月13日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2024年7月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書

2025年3月21日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書

2025年4月22日関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2025年4月22日に提出した臨時報告書に係る訂正報告書

2025年5月12日関東財務局長に提出

(6) 自己株券買付状況報告書

2025年6月13日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月26日

株式会社 SANKYO
(登記社名 株式会社 三 共)
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池 内 基 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 達 也

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社SANKYOの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SANKYO及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2025年5月12日開催の取締役会において、自己株式の取得に係る事項を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社SANKYOにおける繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由	監査上の対応
注記事項（税効果会計関係）に記載されているとおり、会社は、2025年3月31日現在、繰延税金資産を7,740百万円計上している。このうち、株式会社SANKYOの繰延税金資産は5,867百万円で特に重要である。 会社は、将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断している。 将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来の業績予測を基礎としており、その主要な仮定は、販売台数及び販売単価である。販売台数予測については、SANKYOグループにおける想定市場シェア率を考慮している。なお、会社は、当該主要な仮定について、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載している。 繰延税金資産の回収可能性の判断において、将来の業績予測における主要な仮定は不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。 ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づく企業分類の妥当性、特に近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれるかについて経営者と討議するとともに、中期経営計画との整合性を検討した。 ・将来減算一時差異の残高について、税務の専門家を関与させて検討するとともに、その解消見込年度のスケジューリングについて検討した。 ・経営者の見積りプロセスの有効性を評価するため、過年度の事業計画と実績とを比較した。 ・将来の業績予測に含まれる主要な仮定である販売台数及び販売単価については、経営者と協議するとともに、中期経営計画及び過去実績からの趨勢分析をした結果と、販売台数及び販売単価との比較を実施した。 ・販売台数及び想定市場シェア率については、過去の市場動向や外部の調査機関による市場調査結果等の関連資料との整合性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社SANKYOの2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社SANKYOが2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月26日

株式会社 SANKYO
(登記社名 株式会社 三 共)
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池 内 基 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 達 也

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社SANKYOの2024年4月1日から2025年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SANKYOの2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2025年5月12日開催の取締役会において、自己株式の取得に係る事項を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性

監査上の主要な検討事項の内容、決定理由及び監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（株式会社SANKYOにおける繰延税金資産の回収可能性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書

以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月26日
【会社名】	株式会社 SANKYO (登記社名 株式会社 三共)
【英訳名】	SANKYO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石 原 明 彦
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長石原明彦は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」（企業会計審議会）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的に達成しようとするものであり、固有の限界を有するため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価における手続の概要は、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行い、その評価結果を踏まえて業務プロセスの評価範囲を選定いたしました。当該業務プロセスの評価においては、選定した業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について関係者への質問、記録の検証等の手続を実施し、内部統制の整備及び運用状況を評価することによって、その有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、必要な範囲を決定いたしました。当該評価範囲を決定した手順、方法、根拠等としては、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生の可能性を考慮し、全ての事業拠点について全社的な観点で評価を行い、その評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。重要な事業拠点の選定には、当社の事業目的に大きく関わり、金額的に重要性の高い連結売上高を指標とし、全社的な内部統制が有効であることを前提に連結売上高の概ね2／3を占める事業拠点を選定いたしました。金額的指標から評価範囲に含まれない事業拠点に関しては、事業目的に対して影響度が高く、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい事業拠点を評価範囲に追加いたしました。当該重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価対象といたしました。さらに、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う繰延税金資産等は重要な勘定科目として、業務プロセスに追加して評価対象といたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施、評価した結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月26日
【会社名】	株式会社 SANKYO (登記社名 株式会社 三共)
【英訳名】	SANKYO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石 原 明 彦
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長石原明彦は、当社の第60期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。